

新型コロナウイルス感染症拡大による
**文化芸術界への甚大な打撃、
そして再生に向けて**

調査報告と提言

Arts and Culture Forum

**文化芸術
推進フォーラム**



新型コロナウイルス感染症拡大による
**文化芸術界への甚大な打撃、
そして再生に向けて**

調査報告と提言

CONTENTS

第1章 活動の停滞と経済的打撃の実態 ——文化芸術推進フォーラム構成団体・傘下の団体における2019年と2020年の比較調査から

- 1 文化芸術への影響～他業種と比べても甚大…………… 4
- 2 人々の文化芸術の鑑賞行動等への大きな影響…………… 8

第2章 この影響は何をもたらしたか ～アンケートから読み解く文化芸術の担い手たちの苦境

- 1 文化芸術に関わる個人へのアンケート：集計結果から…………… 13
- 2 文化芸術に関わる団体へのアンケート：集計結果から…………… 18

第3章 コロナ禍を通して浮かんできた課題と再生

- 1 「文化芸術活動の継続支援事業」制度について個人、団体の評価…………… 23
- 2 「文化芸術活動の継続支援事業」の情報収集方法について…………… 28
- 3 「文化芸術活動を続ける上で、今、必要なこと」について…………… 30
- 4 「文化芸術活動を続ける上で感じている課題」について…………… 32
- 5 芸術家、芸術団体の現状に対応、求めるものに支援は届いたか…………… 34
- 6 文化芸術の現状が把握されていない－実態把握・政府統計の未整備…………… 36

第4章 なぜ、文化芸術独自の支援ができないのか 文化芸術振興の法的基盤の欠落、他業種の政策との比較から見る課題

- 1 文化芸術に関する法律における支援・援助…………… 42
- 2 文化芸術を支える行政組織…………… 44
- 3 他分野の施策の特徴…………… 45
- 4 他分野の施策との比較…………… 48
- 5 他分野の施策との比較から見る課題…………… 48

第5章 コロナからの再生、文化芸術立国に向けて 文化芸術を支える法的基盤の拡充と文化芸術省の創設を

- 要望1 文化芸術の灯を守るため、芸術家、芸術団体への引き続き支援を…………… 51
- 要望2 芸術家等が安心して仕事に取り組める、業界全体が支える公的な共済制度の創設を…………… 51
- 要望3 組織の業態、規模、法人格に応じた団体への経常費を含む支援策の開発と法整備を…………… 51
- 要望4 文化芸術の再生に向けコロナ対応、文化芸術立国の実現に向け文化芸術省の創設を…………… 51

はじめに

2020年10月末、ぴあ総研がチケット販売の観点から日本のライブエンタテインメントの市場が80%近く減少するとの予測を発表して話題となった。新型コロナウイルス感染症拡大開始から1年余が経つが、これまで文化芸術界の総体への影響についての報告、それも実態調査に基づくものはほとんどなかった。

今年になって日本の産業界における影響の実態が明らかになるにつれて、業績の好調なところから大きな損失を被ったところまでであることに驚いた。文化芸術についての報道は部分的で、政府発表の統計からは何もわからない。推測できるのは「サービス業」の大枠しかない。

2019年と比較して、2020年1年間の文化芸術への影響はどうだったのか。文化芸術推進フォーラムは構成団体に要請して実演芸術、映画及び美術の芸術収入、事業回数などの実態把握に2021年2月から着手した。

また、文化庁「文化芸術活動の継続支援事業」を実施した独立行政法人日本芸術文化振興会と共同で、本事業の交付者を対象に、その効果と課題を検証するとともに、1年以上つづく感染拡大による大きな影響を受けた芸術家等と文化芸術団体の実態を把握し、今後の支援策を検討するため、アンケート調査を急遽4月に実施することとした。

驚いたことにその結果は、最も影響を受けたと言われる観光、飲食など他の業種と比べても変わらないほど甚大な損失を被っており、芸術家等と文化芸術団体ともに支援を受けても厳しい状況に置かれている実態が明らかになった。

文化芸術界は、なぜこのような状況に陥ったのか。

確かに、2020年2月末の文化イベント自粛要請に加え、緊急事態宣言によるほぼ3か月にわたる公演中止により収入はゼロになった。しかしむしろ、3密行動の回避のために観客収容率と観客数が制限され、一時的な緩和があったものの、不要不急の行動回避の呼びかけにより、人々の中に文化芸術を楽しむために劇場、映画館、美術館等に行くことに不安を感じる意識が醸成されたことに行き当たる。

人々が文化芸術から足を遠ざけ、観客制限による収入限界の中での公演実施では、大きな回復はなく、経済が成り立たない状況に慢性的に陥っている1年余が浮かび上がった。

このままの状況を放置すると、新型コロナウイルス感染症収束後の文化芸術の再生・創造はさらなる困難に直面すると考えられる。

まさに今、新型コロナウイルス感染症によって大きな被害を受けた文化芸術の回復治療、同感染症収束後を見通した文化芸術再生のための活性化療法、そして国民、文化芸術関係者の意識回復の手当が必要だと考えられる。

本書は、これまで明らかになっていない文化芸術への新型コロナウイルス感染症拡大の影響の全体像を実態調査に基づいて報告するとともに、関係者の議論から生まれた文化芸術の再生を目指す提言である。

第1章

活動の停滞と経済的打撃の実態

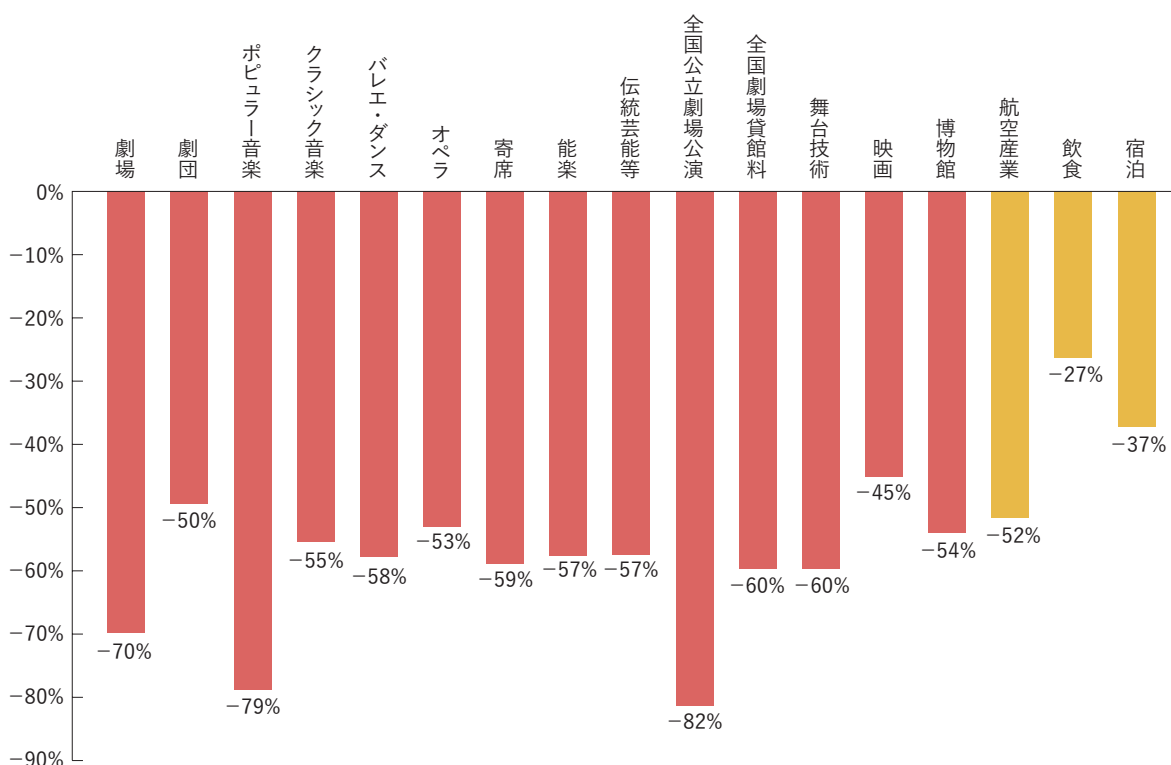
——文化芸術推進フォーラム構成団体・傘下の団体における
2019年と2020年の比較調査から

1 | 文化芸術への影響～他業種と比べても甚大

文化芸術界は、そもそも系統的な統計調査による実態把握が行われていない。そこで、文化芸術推進フォーラムでは、構成団体（23団体）及びその傘下の団体に対し、2019年と2020年それぞれ1年間の実績について、1) 公演・展示等による芸術収入、2) 公演・展示の回数を基本要件とし、3) 公演作品数、4) 入場者数を任意の要件とした調査・集計を要請した。

対象としたジャンルは、演劇・ミュージカル、ポピュラー音楽、クラシック音楽、オペラ・バレエ・ダンス、落語、能楽、歌舞伎、文楽、組踊等である。この他に全国の公立劇場の公演事業と貸館の収入、舞台スタッフの収入、音楽著作権使用料徴収額、映画、CD販売・音楽配信収益、国民の家計支出のうちの音楽月謝や映画・演劇などの入場料についても調べている（図表7参照。調査実施期間2021年2月～4月。他業種は政府統計を使用）。

図表1は、その結果である。文化芸術界は分野（実演芸術、映画、美術等）ごとに大きく事業の実施形態が異なるので全体の合計値は出していないが、各分野とも約50%から80%に及ぶ影響を被っている。その影響は、公演・上映、展示の主催者だけでなく、事業実施に係るスタッフ、施設など業界全体に及んだことが明らかになった。分野ごとの特徴は以下のとおりである。



図表1 2020年事業収入減少率(2019年対比)

■ 実演芸術

● 芸術収入

影響を端的に表すものとして、芸術活動による事業収入（芸術収入）について注目すると、2020年通期の減少率は2019年と比べ、ほぼ全てのジャンルで-50%を超える。これは、広くコロナ禍によって多大な影響を受けたと考えられている飲食業（-26.6%）、宿泊業（-37.2%）を大きく上回るばかりか、航空業（-51.7%）と同等以上の減少規模となる。

その中でも、劇場（-69.9%）やポピュラー音楽（-78.7%）の減少率が特に大きい。後者については、2020年4月から5月まで続いた最初の緊急事態宣言が解除された後、他のジャンルが観客収容率を50%以下に抑えながら徐々に公演活動を再開する中で、フェスなどの大規模ライブイベントの多くが引き続き中止となった影響が大きいと考えられる。

● 公演回数

総じて-50%前後の減少率となっているが、ポピュラー音楽の減少率が-66.6%と大きい。公演回数が減ることは、国民の鑑賞機会が失われたことを意味する。

また公演回数が大きく減ったことは、主催者・制作者からの公演中止・延期による委託業務のキャンセルに起因する照明・音響などの舞台技術事業の収入減（-59.5%）、公演キャンセルによる劇場の貸館収入の減少（-59.9%）、音楽利用による音楽著作権使用料の減少（-55.9%）の直接的な要因となっている。

● 公演作品数

2020年上半年は-60%から-80%程度と極めて高い減少率となったジャンルが多かったが、下半期は各ジャンルとも減少率は小さくなった。これは、多くの公演が中止になった上半期の経験を踏まえ、作品数を絞ることで、稽古などの制作準備を進めながら公演が中止になる危険を小さくしたものと考えられる。

作品数が減ることは、新たな芸術作品が創造されなくなり、脚本や楽曲、演出、振付、照明、音響、映像、大道具、衣裳などの新規制作依頼もなくなることを意味し、その影響は広範囲に及ぶ。

● 観客数

総じて減少率-55%から-65%までのジャンルが多いなか、ポピュラー音楽が-78.1%と突出して高い。傾向としては公演回数と類似している。

■ 映画

映画業界も、興行収入-45.1%と大きく影響を受けた。その内訳を見ると、作品数（公開本数）の減少率は邦画の方が大きいにもかかわらず（邦画-26.6%、洋画-13.2%）、興行収入は邦画-23.1%、洋画-71.4%と差が大きい。劇場版「鬼滅の刃」の大ヒットが邦画の興行収入減少を押し止めた大きな要因と考えられる。

映画も製作・ラボ、配給、興行と多様な業態の分業で国民に映画が届けられる。映画館の営業規制、興行収入の減少、新型コロナウイルス感染症対策費用の増大による映画館運営の赤字、配給収入の減少と度重なる制限の変化により投下する宣伝費の増大が、製作サイドへの制作費の収入減少と関連してくる。

また、2020年春の緊急事態宣言下での撮影の中止・延期、完成作品の公開先延ばし、新企画の中止など停滞により作品数（公開本数）が減少するだけでなく、映画監督、多様なスタッフ等へ影響が及んでいる。

■ 美術館・博物館、美術品市場

博物館、美術館は無料、有料での展示を行っているが、有料展示の入場者は通期で-57.8%と、実演芸術と同様の減少率となった。展示会経費を賄えない状況は館運営に打撃を与え、美術品、収蔵品の購入・保管予算に影を落とす。また私立の博物館、美術館も多く影響は大きい。

また、美術品市場では美術商の売上が2019年と比べ50%以上減少した割合は全体の1/3、30%以上減少した美術商も含めると約2/3にのぼっており、ギャラリーでの個展、企画展の中止も含め美術商の取引停滞は美術家の活動にも影響が広がっていることがうかがえる。

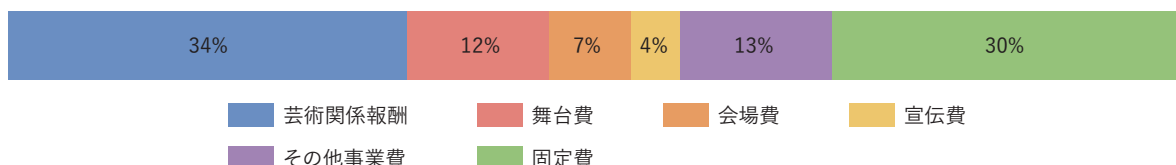
以上みてきたように、公演、上映、展示会の減少は、国民が多様多彩な文化芸術に触れる機会がその数だけ失われたことを意味する。

公演、上映までの長い準備期間と多数の参加者一多様な仕事の連関

実演芸術と映画は、出演する俳優、音楽家、舞踊家、演芸家など実演家たちだけでなく、企画から稽古、広報・宣伝、入場券販売などの制作スタッフ及び事業者、舞台、照明、音響、衣裳などの技術スタッフ、劇場運営スタッフ等、多様な専門スタッフ、事業者の役割分担・分業で成り立っている。また、経費としては、日々の公演実施費用（ランニングコスト）だけでなく、準備段階の仕込み（投資コスト）などの割合も大きい。

実演芸術団体の年間費用構成を芸団協調査から平均化したのが、次のグラフである。芸術関係費用（脚本、作曲、演出、振付などの芸術スタッフ費、出演料、著作権料など）34%、舞台費（大道具、照明、音響、衣裳、小道具とそのスタッフ費用）12%、会場費7%、宣伝費4%、その他事業費13%が実演芸術事業を行うための直接経費であり、事業を実施する組織の人的費用、事務所費などの固定費が30%となっている。

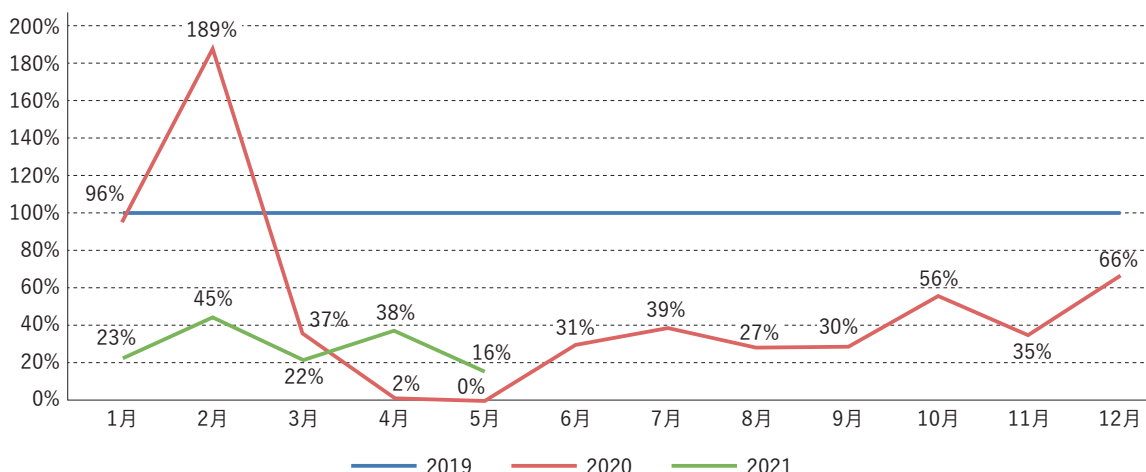
突然の中止は、準備にかけられた時間と資金、投資成果が一挙に無に帰し、再開以降の限られた収入での事業継続は正味財産の減耗を生み出している。芸術団体にとどまらず広範な業態に影響が及ぶ結果となった。



図表2 実演芸術団体の年間経費平均構成

2020年春の非常事態宣言解除以降も続く、影響の大きさ

公演回数は上半期の-68.9%減に対し下半期-59.3%減。一方、芸術収入は、上半期の-66.4%減とほぼ公演回数と連動しているが、下半期は-84.5%と公演回数の増加にもかかわらず大幅に減少し、一公演あた



図表3 寄席公演収入の推移(2019年1月～2021年5月)

政府による規制			
2020.2	自粛要請(2/26～5/26)	2020.2	
3		3	
4	緊急事態宣言 (4/7～5/31)	4	
5		5	
6	【屋内】収容率50%以内 人数制限100人 【屋外】人数制限200人	【屋内】収容率50%以内 人数制限1000人 【屋外】人数制限1000人	6
7		大阪府独自の規制	7
8		【屋内外】5,000人以下	8
9	東京都独自の規制	人数制限 【屋内外】5,000人以下 収容率 【屋内】収容定員の半分以上の参加人数 【屋外】人と人の距離を十分に確保できること	9
10	【屋内】5,000人以下、かつ収容定員の半分以上の参加人数 【屋外】5,000人以下、かつ人と人の距離を十分に確保(できるだけ2m)	収容率 ・大声なし 100%以内 ・大声あり 50%以内	10
11		人数制限 ①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下⇒5,000人 (注)収容率と人数制限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)	11
12		収容率 ・大声なし 100%以内 ・大声あり 50%以内 人数制限 ①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人	12
2021.1	人数制限 5,000人	人数制限5000人、 かつ収容率50%以下の要件に厳格化	2021.1
2	人数制限5000人、 かつ収容率50%以下の要件に厳格化 【屋内】5,000人以下、かつ、収容定員の50%以内の参加人数 【屋外】5,000人以下、かつ、人と人の距離を十分に確保(できるだけ2m)	緊急事態宣言 (東京1/8～3/21、大阪1/14～3/7)	2
3		人数制限 5,000人以下 収容率 【屋内】50%以下 【屋外】人と人の距離を十分に確保(できるだけ2m)	3
4	収容率 ・大声なし 100%以内 ・大声あり 50%以内 人数制限 【5,000人又は収容定員(※1)の50%のいずれか大きい方】又は「10,000人」のいずれか小さい方を上限 ※1…収容定員が設定されていない場合は、10,000人以下	収容率 ・大声なし 100%以内 ・大声あり 50%以内 人数制限 5,000人以下 又は 収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きいほう	4
5		まん延防止等重点措置 (大阪4/5～、東京4/12～4/24)	5
6		緊急事態宣言 (4/25-6/20) 緊急事態宣言地域 無観客 まん延防止等重点措置地域 収容率 大声なし100%以内 大声あり50%以内 人数制限 5,000人	6
	収容率 50% 人数制限 5,000人 いずれか小さいほう	緊急事態宣言地域客 収容率 50% 人数制限 5,000人 まん延防止等重点措置地域 収容率 大声なし100%以内 大声あり50%以内 人数制限 5,000人	
		無観客 平日 収容率50%以内かつ人数制限5,000人 休日 無観客・オンライン配信等での開催	

図表4 2020年2月～2021年6月までの規制状況

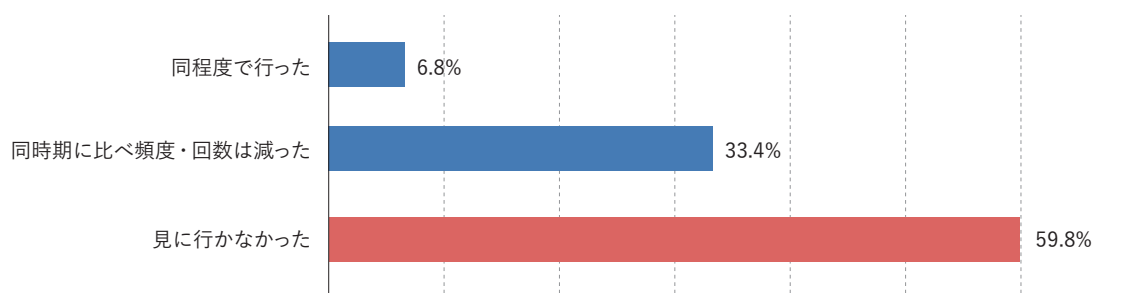
りの芸術収入が大幅に減少している。

また、図表3のグラフは、寄席公演の2019年1月から12月の収入を100として2020年1月から12月、2021年1月から3月の芸術収入を比較したものである。ここからも、緊急事態宣言の解除後も慢性的な停滞状況が続いていることが明らかである。

2 | 人々の文化芸術の鑑賞行動等への大きな影響

2020年、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の文化的な生活にも大きな影響を与えている。文化芸術が成立するには、人々の鑑賞・体験行動があつてこそ完結し、それに続いて継承と創造の循環に入る。こうした人々の鑑賞行動については、2021年に入っていくつかの調査が行われている。

まず、東京都は、緊急事態宣言が解除された2020年6月から11月に限定して、2019年に実演芸術の鑑賞行動を行った人々を対象に、実演芸術の鑑賞行動について2021年1月に調査している（以下「東京都調査」）。それによると、この期間「見に行かなかった」59.8%、「前年同時期に比べ頻度回数は減った」33.4%、「前年同時期に比べ同じくらいの頻度回数」6.8%と、前節の文化芸術活動の収入減少の報告とほぼ同じ減少率を示している。



図表5 2020年6月～11月の2019年同時期と比べたホール・劇場等での鑑賞回数の変化（東京都調査より）

次に、芸団協が令和2年度戦略的芸術文化創造推進事業「ジャパン・ライブエール・プロジェクト」の一環で行った全国調査（以下「芸団協調査」）では、2019年3月から2020年2月の間に鑑賞行動を行っていた人々の40.9%が2020年3月からの1年間は「鑑賞しなかった」と回答している。

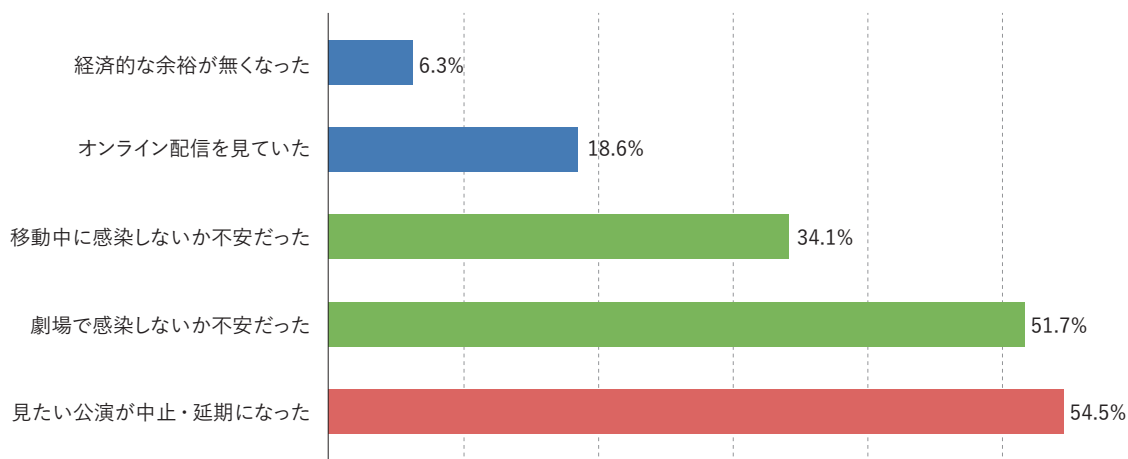
これらの数字を裏付けるように、政府による家計調査では2020年1年間の映画・演劇等入場料への支出は62.7%の減少を示している。

そして長期的な影響が懸念されるのが、鑑賞に行かなかった理由である。東京都調査では、「劇場で感染しないか不安」51.7%、「移動中に感染しないか不安」34.1%が、「公演の中止・延期」54.5%と並んで見に行かなかった大きな理由となっている。

芸団協調査では、2019年に鑑賞に行かなかった人々についても調査対象にしており、「劇場内での感染が不安」72.4%、「モチベーションが低下した」25.3%、「見たい公演がなかった」22.8%、「劇場の感染症対策が不安」20.8%という鑑賞行動への意識が示されている。

感染症防止対策である3密行動を避ける要請が、劇場の換気や安全対策の徹底、クラスター発生事例が無いことの広報といった劇場側の努力を超えて、いかに人々の意識に浸透しているかを示す結果となっている。

後にも触れるが、コロナ禍が文化芸術、とりわけ実演芸術にもたらした大きな変化のひとつが動画配信ではないだろうか。先述の東京都調査によれば、「見に行く頻度・回数が減った又は見に行かなかった理由」



図表6 見に行く頻度・回数が減った又は見に行かなかった理由(東京都調査より)

として、「見たい公演が中止になった」54.5%、「自分及び一緒に行く人がホール・劇場の中で新型コロナウイルスに感染しないか不安だった」51.7%などに続いて、「公演を見に行く代わりにオンライン配信（インターネット配信）で見ていた」が18.6%のポイントを得ている。同調査にてオンライン配信を見た感想を尋ねた設問では、「新型コロナウイルスを気にせず見られる」69.4%、「自分の予定に合わせて見られる（アーカイブ配信）」45.3%、「遠方のホール・劇場等の公演も手軽にみられる」44.2%が回答の上位を占め、鑑賞者の多くがオンライン配信ならではのメリットを享受していた様子が見て取れる。一方、オンライン配信で不満を感じる点を尋ねた設問では「臨場感、一体感にかける」が55.1%と最も多く、実際に公演会場に足を運ぶからこそ味わえるライブ感も変わらず求められていることが分かる。オンライン配信を見ていない理由として「ホール・劇場等で見たい」が61.6%もポイントを得ていることから裏付けられる。

2021年3月に文化庁が発表した「文化に関する世論調査報告書」によれば、実演芸術の有料オンライン配信の中で最も需要が高かったものは「ポップス」10.8%で、「ミュージカル」1.7%、「オーケストラ」1.6%を大きく引き離れた。同調査で、インターネットによる有料のオンライン配信で鑑賞を行う際に重視する点は何かを尋ねた設問では、「有料で鑑賞したいとは思わない」46.2%が、「鑑賞料金の価格」40.2%、「画質や音質」20.2%を上回る結果となった。動画配信が公演鑑賞のひとつの手段として広く認知された反面、その収益化には課題が残る。

図表7 芸術事業収入の実績および減少率：2019年対2020年比較

分野	分野詳細	2019年 上期 (千円)	2020年 上期 (千円)	上半期減少率 (%)	2019年 下期 (千円)	2020年 下期 (千円)	下半期減少率 (%)
■演劇・ミュージカル							
	劇場	31,877,790	10,063,940	-68.4%	33,571,720	9,627,390	-71.3%
	劇団等	4,776,097	1,224,191	-74.4%	4,831,738	3,623,501	-25.0%
■音楽							
	ポピュラーなど	157,302,340	53,325,493	-66.1%	209,118,739	24,655,308	-88.2%
	クラシック	—	—	—	—	—	—
■オペラ・バレエ・ダンス							
	バレエ・ダンス	1,278,690	570,263	-55.4%	1,375,677	547,078	-60.2%
	オペラ	962,910	541,400	-43.8%	808,288	294,048	-63.6%
■伝統芸能							
	寄席	368,053	160,688	-56.3%	331,768	127,826	-61.5%
	能楽	194,102	66,423	-65.8%	199,831	101,353	-49.3%
	歌舞伎・文楽・組踊・舞踊・邦楽 ：松竹歌舞伎は劇場欄に集計	851,412	392,173	-53.9%	996,639	409,731	-58.9%
■全国公立劇場公演							
		3,539,231	1,262,940	-64.3%	8,290,739	913,877	-89.0%
■全国公立劇場貸館収入							
		—	—	—	—	—	—
■舞台技術							
■音楽著作権							
		3,128,835	2,271,018	-27.4%	3,545,687	671,831	-81.1%
■映画							
	邦画	—	—	—	—	—	—
	洋画	—	—	—	—	—	—
■美術 入館者							
		36,636	14,658	-60.0%	45,127	22,906	-49.2%
■音楽コンテンツ							
	CD等販売・音楽配信	149,093,000	120,991,000	-18.8%	150,664,000	151,664,000	0.7%
■国民芸術活動							
	音楽月謝	2.8	1.8	-34.3%	2.5	2.3	-7.3%
	映画・演劇等入場料	3.5	1.2	-65.4%	3.5	1.4	-60.0%
■産業動向							
	年次GDP成長率						
	主要業種の業績動向						
	製造業	201,759,700,000	176,492,900,000	-12.5%	201,753,800,000	182,969,100,000	-9.3%
	輸送用機械	39,831,800,000	31,422,600,000	-21.1%	38,337,200,000	36,617,000,000	-4.5%
	非製造業	516,672,600,000	452,773,700,000	-12.4%	495,569,300,000	458,373,600,000	-7.5%
	卸売業、小売業	259,903,300,000	220,776,300,000	-15.1%	252,723,200,000	239,771,700,000	-5.1%
	情報通信業	35,977,300,000	36,685,000,000	2.0%	37,256,900,000	35,609,400,000	-4.4%
	サービス業	83,343,400,000	64,652,800,000	-22.4%	75,680,500,000	60,966,100,000	-19.4%
	サービス業	65,839,478,000	58,957,662,000	-10.5%	65,892,631,000	59,571,499,000	-9.6%
	大分類L、M、N、O、P、R	34,749,637,000	29,963,138,000	-13.8%	35,007,241,000	31,207,628,000	-10.9%
	航空	611,473,000	328,902,000	-46.2%	676,275,000	293,578,000	-56.6%
	鉄道	1,549,655,000	1,046,050,000	-32.5%	1,590,362,000	956,897,000	-39.8%
	道路旅客	521,850,000	358,937,000	-31.2%	553,801,000	377,795,000	-31.8%
	宿泊	1,005,875,000	575,809,000	-42.8%	1,175,065,000	793,651,000	-32.5%
	娯楽	5,048,722,000	3,571,708,000	-29.3%	4,912,921,000	4,171,578,000	-15.1%
	飲食	3,348,233,000	2,335,637,000	-30.2%	3,416,001,000	2,626,486,000	-23.1%

2019年通期 (千円)	2020年通期 (千円)	通期減少率 (%)	出典
65,449,510	19,691,330	-69.9%	日本演劇興行協会・劇団四季・TBS・国立劇場など20劇場
9,614,088	4,849,549	-49.6%	日本劇団協議会・日本児童・青少年演劇劇団協同組合・日本青少年音楽芸能協会・全国専門人形劇団協議会
366,421,079	77,980,801	-78.7%	コンサートプロモーターズ協会
35,117,707	15,718,954	-55.2%	日本クラシック音楽事業協会・日本オーケストラ連盟
2,654,367	1,117,340	-57.9%	日本バレエ団連盟・国立劇場
1,771,198	835,448	-52.8%	日本オペラ振興会・二期会・国立劇場
699,821	288,514	-58.8%	落語協会・落語芸術協会・上方落語協会・国立劇場の6寄席
393,933	167,776	-57.4%	能楽協会・国立劇場
1,848,051	801,904	-56.6%	国立劇場・文楽協会
11,829,970	2,176,817	-81.6%	全国公立文化施設協会
41,779,350	16,744,944	-59.9%	全国公立文化施設協会・日本芸術文化振興会・日本クラシック音楽事業協会
26,864,709	10,873,164	-59.5%	全国舞台テレビ照明事業協同組合/日本舞台音響事業協同組合
6,674,522	2,942,849	-55.9%	JASRAC
261,180,000	143,285,000	-45.1%	日本映画製作者連盟
142,192,000	109,276,000	-23.1%	日本映画製作者連盟(邦画)
118,988,000	34,009,000	-71.4%	日本映画製作者連盟(洋画)
81,763	37,564	-54.1%	日本博物館協会
299,757,000	272,655,000	-9.0%	日本レコード協会
5.3	4.2	-21.5%	家計調査(二人以上世帯)
7.0	2.6	-62.7%	音楽月謝 映画・演劇等入場料
		-4.0%	2020年1~12月、前年比、名目
403,513,500,000	359,462,000,000	-10.9%	法人企業統計調査、売上高
78,169,000,000	68,039,600,000	-13.0%	法人企業統計調査、売上高
1,012,241,900,000	911,147,300,000	-10.0%	法人企業統計調査、売上高
512,626,500,000	460,548,000,000	-10.2%	法人企業統計調査、売上高
73,234,200,000	72,294,400,000	-1.3%	法人企業統計調査、売上高
159,023,900,000	125,618,900,000	-21.0%	法人企業統計調査、売上高
131,732,109,000	118,529,161,000	-10.0%	サービス産業動向調査、売上高
69,756,878,000	61,170,766,000	-12.3%	サービス産業動向調査
1,287,748,000	622,480,000	-51.7%	サービス産業動向調査、売上高
3,140,017,000	2,002,947,000	-36.2%	サービス産業動向調査、売上高
1,075,651,000	736,732,000	-31.5%	サービス産業動向調査、売上高
2,180,940,000	1,369,460,000	-37.2%	サービス産業動向調査、売上高
9,961,643,000	7,743,286,000	-22.3%	サービス産業動向調査、売上高
6,764,234,000	4,962,123,000	-26.6%	サービス産業動向調査、売上高

第2章

この影響は何をもたらしたか～アンケートから読み解く文化芸術の担い手たちの苦境

令和2年度第二次補正予算で実施された文化庁「文化芸術活動の継続支援事業」の交付を受けた芸術家・スタッフ等（個人）と団体を対象に、2020年の状況、当該支援事業についての評価、そして喫緊の課題等についてアンケート調査を実施した。約50%の回答率となり、影響の深刻さや支援に対する関心の高さがうかがえる結果となった。

【実施期間】2021年4月21日～2021年5月6日

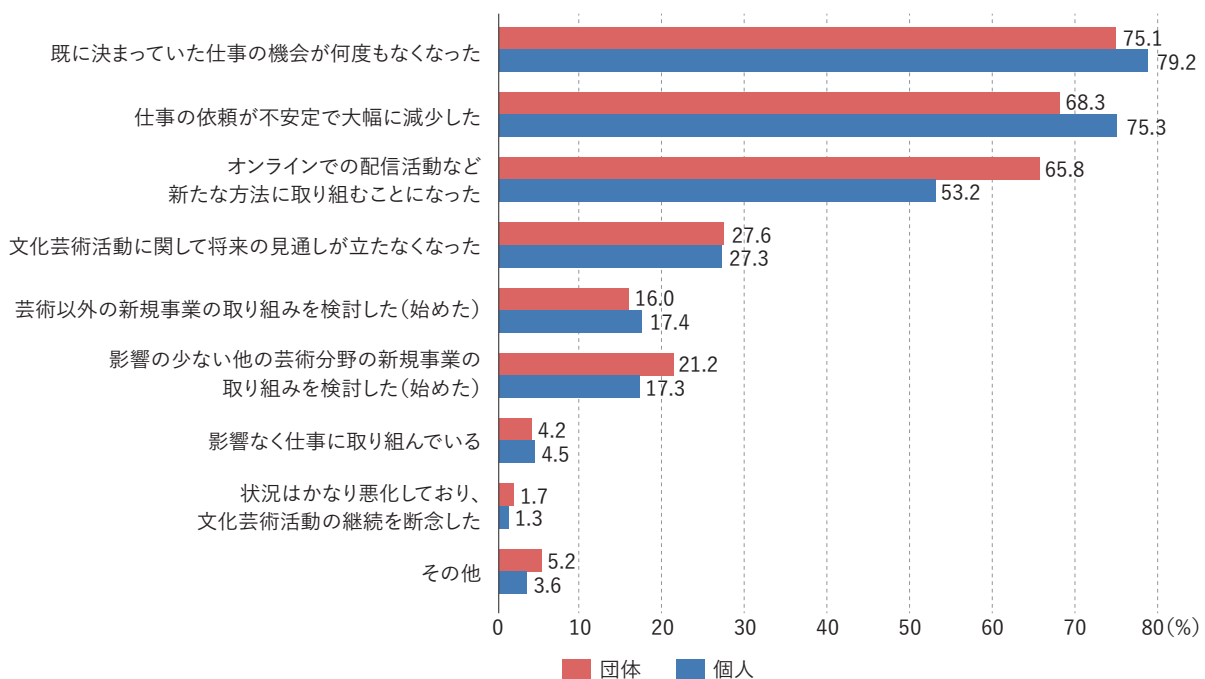
【対象】「文化芸術活動の継続支援事業」の交付決定を受けた個人（40,013件）、団体（2,614件）

【回答数】個人18,370件（回答率45.9%）、団体1,484件（回答率56.7%）

【調査主体】独立行政法人日本芸術文化振興会、文化芸術推進フォーラム

【回収・集計】株式会社インテージリサーチ

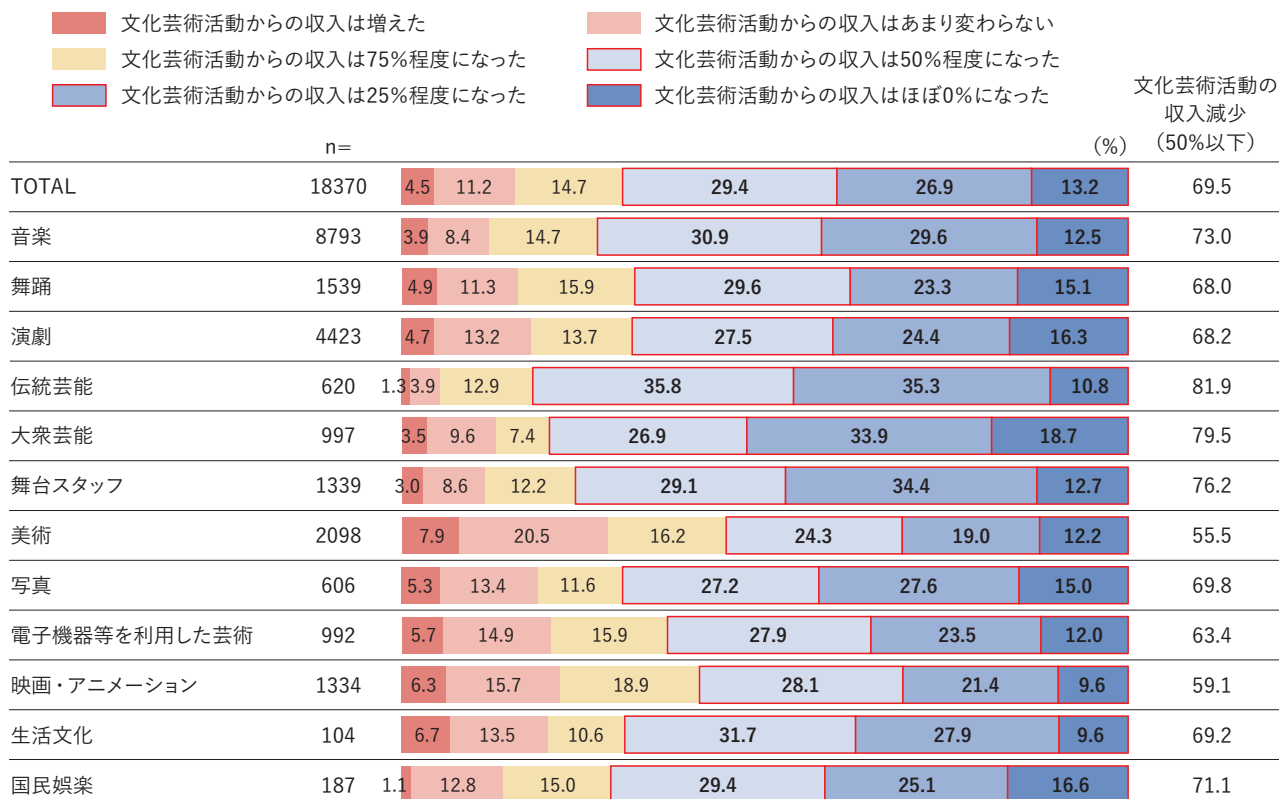
まず、文化芸術活動の機会の喪失がどのような影響を与えたかについては、芸術家等の個人、団体ともに回答結果は概ね同じ傾向を示している。「文化芸術活動に関して既に決まっていた仕事の機会が何度もなくなった」「感染症の状況により仕事の依頼が不安定で大幅に減少した」といった苦境が圧倒的な数値として示される一方、「オンラインでの配信活動など今までと異なる新たな方法に取り組むことになった」というコロナ禍を象徴する選択肢を選ぶ回答も多かった。



図表8 新型コロナウイルス感染症の影響について(団体/個人)

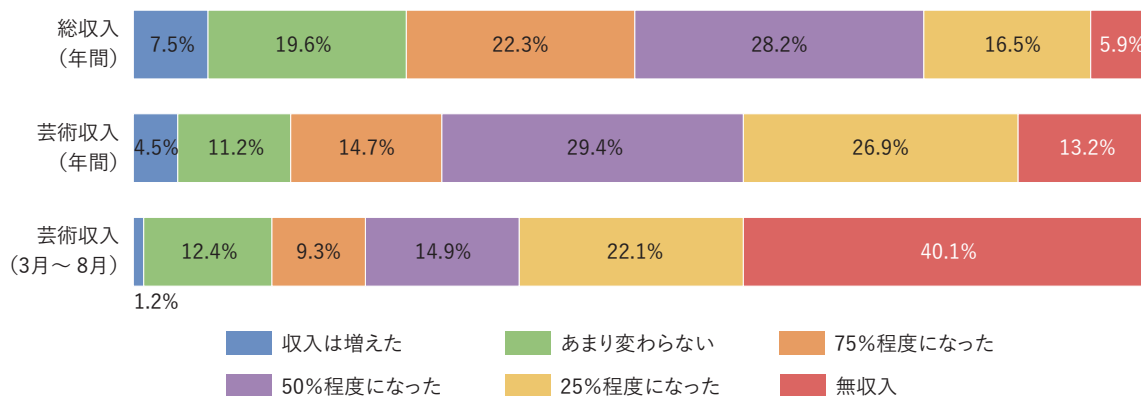
1 | 文化芸術に関わる個人へのアンケート：集計結果から

ここでは、2020年1年間の芸術家個人の経済状況の変化について、「文化芸術活動の継続支援事業」の交付を受けた個人を対象としたアンケートの回答結果をもとに分析する。全ジャンルを通して大幅な減収者の割合が支配的な結果となっている。



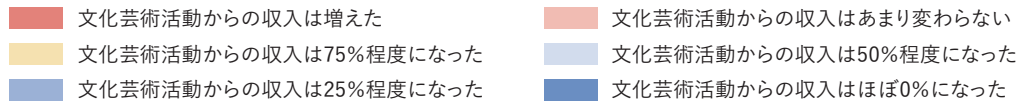
図表9 年間総収入のうち、文化芸術活動からの収入の変化(個人)

2020年3月～8月時点に比して無収入層は改善したが、依然厳しい状況が続いている。文化庁「文化芸術活動に携わる方々へのアンケート」(2020年9月実施)では、「文化芸術活動からの収入は50%程度になった」は77.1%存在したが、9月以降、芸術活動の再開で「収入0%」層は大きく改善した。さらに確定申告の年間収入でみると、持続化給付金などの給付金の効果か、年間総収入は全ての層で改善しているが、未だ過半は「収入50%以下」のままに留まっている。



図表10 2020年3月～8月と2020年1年間の収入比較(個人)

年齢別では、特に40代以上の状況悪化が顕著

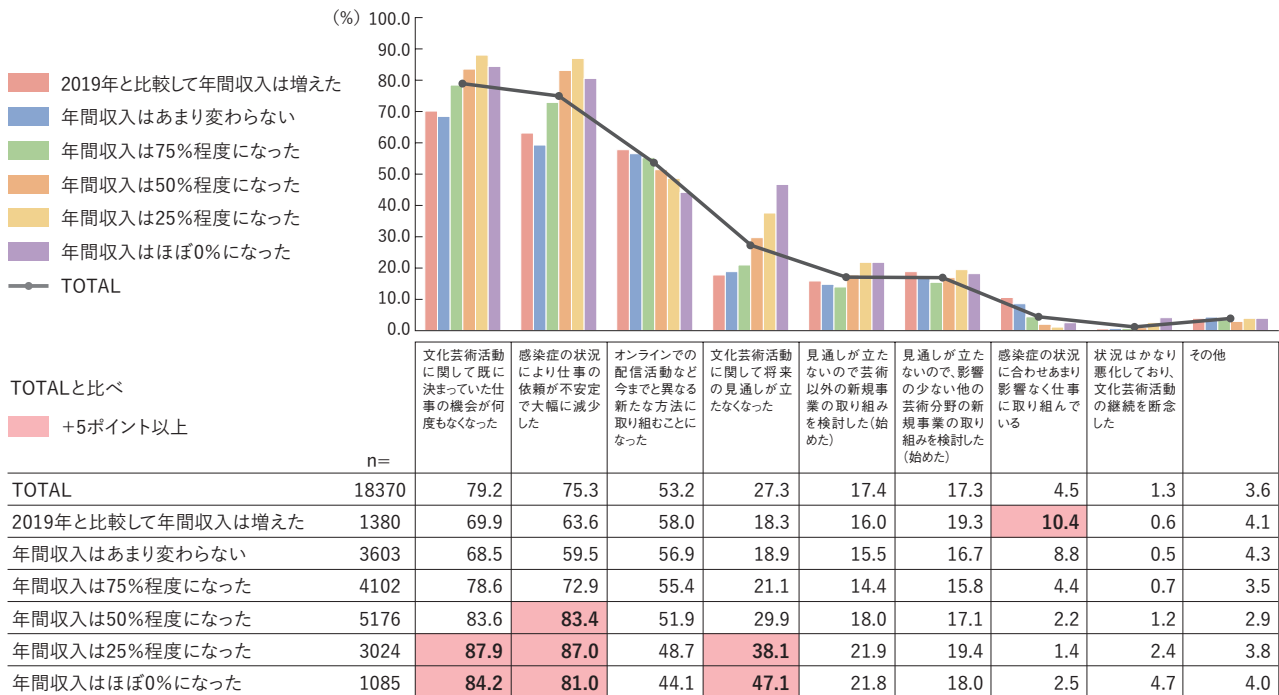


	n=	%						75%以下
TOTAL	18370	4.5	11.2	14.7	29.4	26.9	13.2	84.2
30歳未満	2398	8.5	16.5	14.6	23.8	22.9	13.6	74.9
30歳～39歳	6033	5.7	13.2	14.2	29.8	24.9	12.2	81.1
40歳～49歳	5469	3.8	9.8	15.5	30.7	27.4	12.9	86.5
50歳～59歳	3017	1.8	7.9	15.0	30.9	30.1	14.3	90.3
60歳～69歳	1186	1.5	6.6	13.5	28.8	34.0	15.7	92.0
70歳以上	267	2.6	6.7	9.7	29.6	33.7	17.6	90.6

図表11 年間総収入のうち、文化芸術活動からの収入の変化(個人/年齢層別)

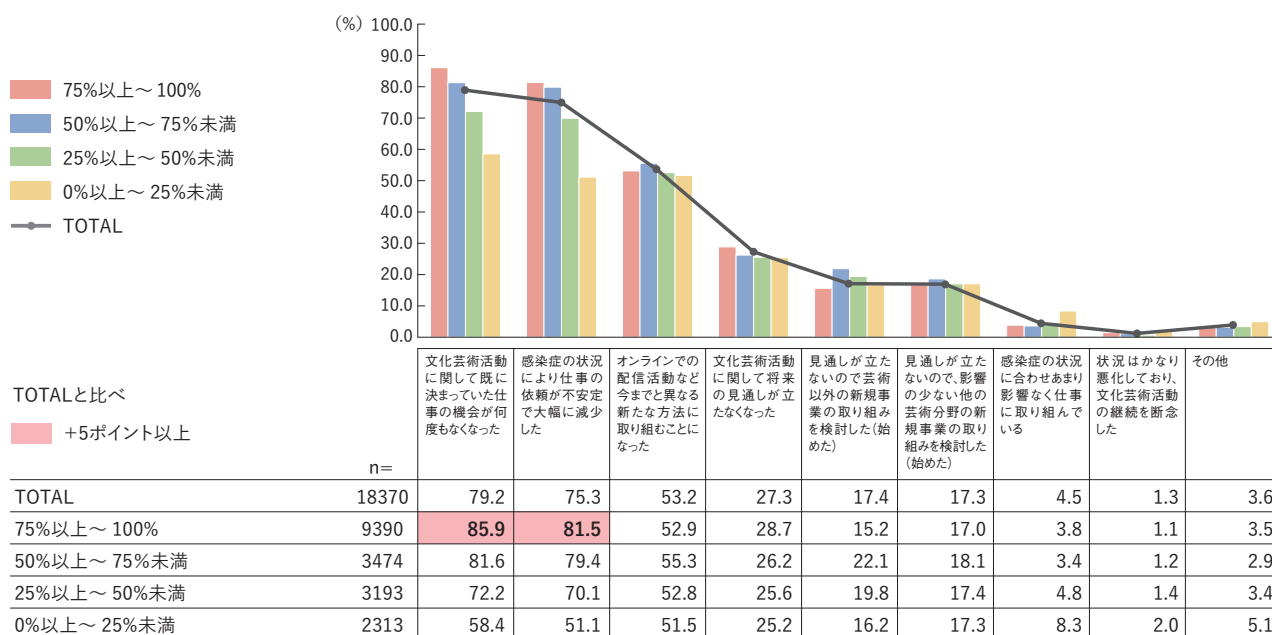
収入減少の原因は明確

「文化芸術活動に関して既に決まっていた仕事の機会が何度もなくなった」「感染症の状況により仕事の依頼が不安定で大幅に減少した」「文化芸術活動に関して将来の見通しが立たなくなった」と回答した人たちの収入低下が著しい。公演や展示、上映などの文化芸術活動が延期・中止に追い込まれたことが、事業主催者の減収にとどまらず、芸術家個人の収入にも大きく影響したことが分かる。



図表12 新型コロナウイルス感染症の影響×年間総収入の変化(個人)

例年の年間収入における芸術活動の割合が高い人ほど、「文化芸術活動に関して既に決まっていた仕事の機会が何度もなくなった」「感染症の状況により仕事の依頼が不安定で大幅に減少した」といった事態に見舞われている。



図表 13 新型コロナウイルス感染症の影響×芸術活動収入の割合(個人)

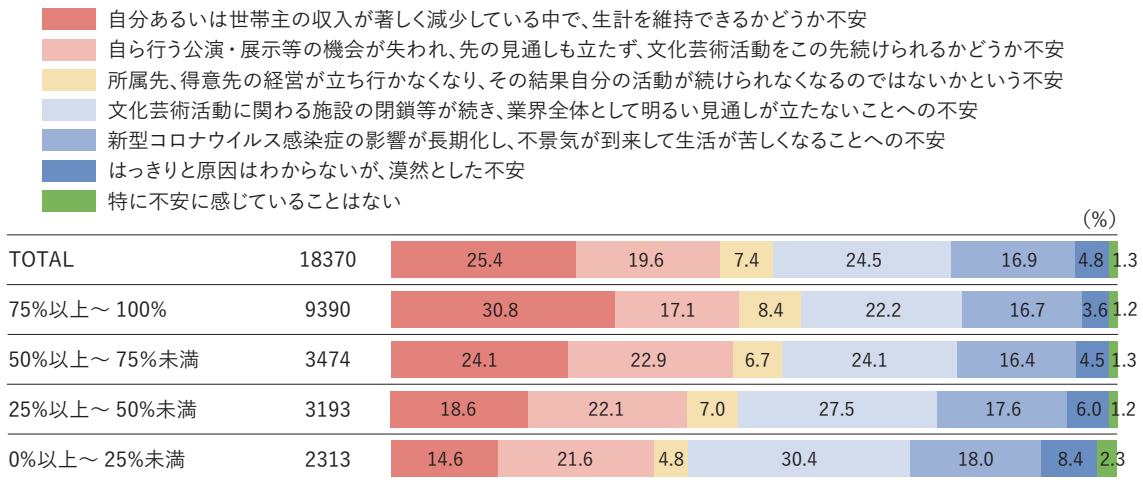
総収入が著しく下がった人ほど厳しい選択

活動継続のために「親しい人や銀行から資金を借りた」「やむなく文化芸術活動に関わる設備・備品・用具を手放した」と回答した割合が高い。



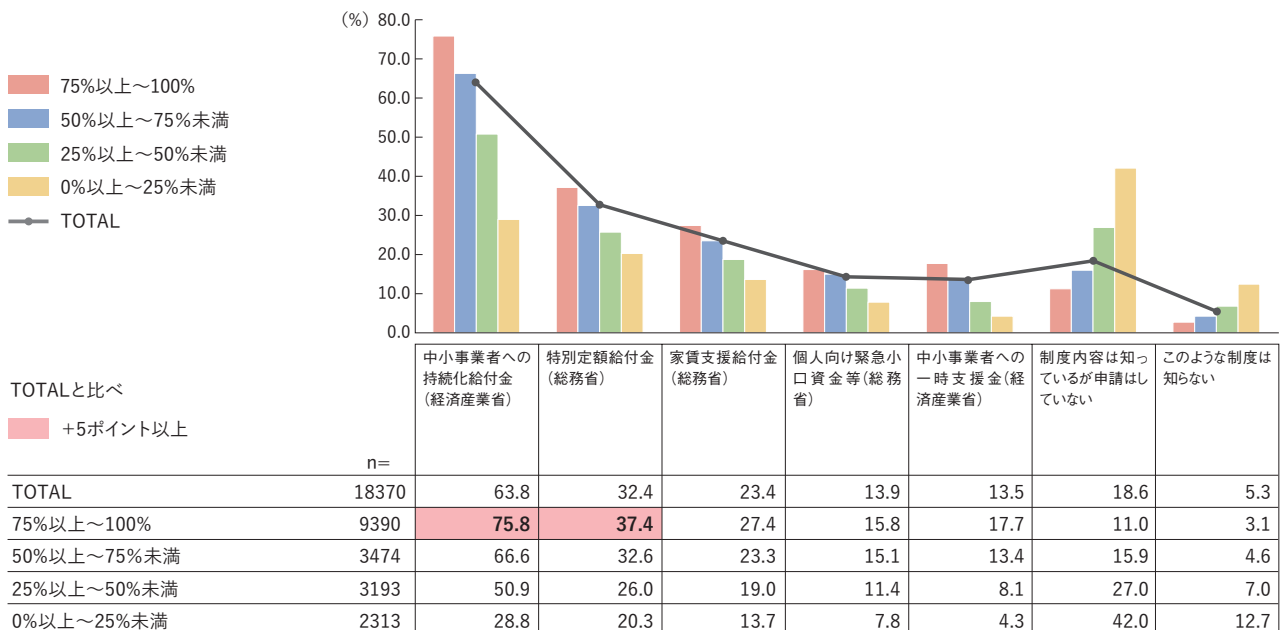
図表 14 活動継続のための対応×年間総収入の変化(個人)

年間収入における文化芸術活動の割合が高い人ほど、「生計を維持できるか」「文化芸術活動を続けられるか」といった個人が直面する課題について悲観的な見通しを持つ傾向がみられる。



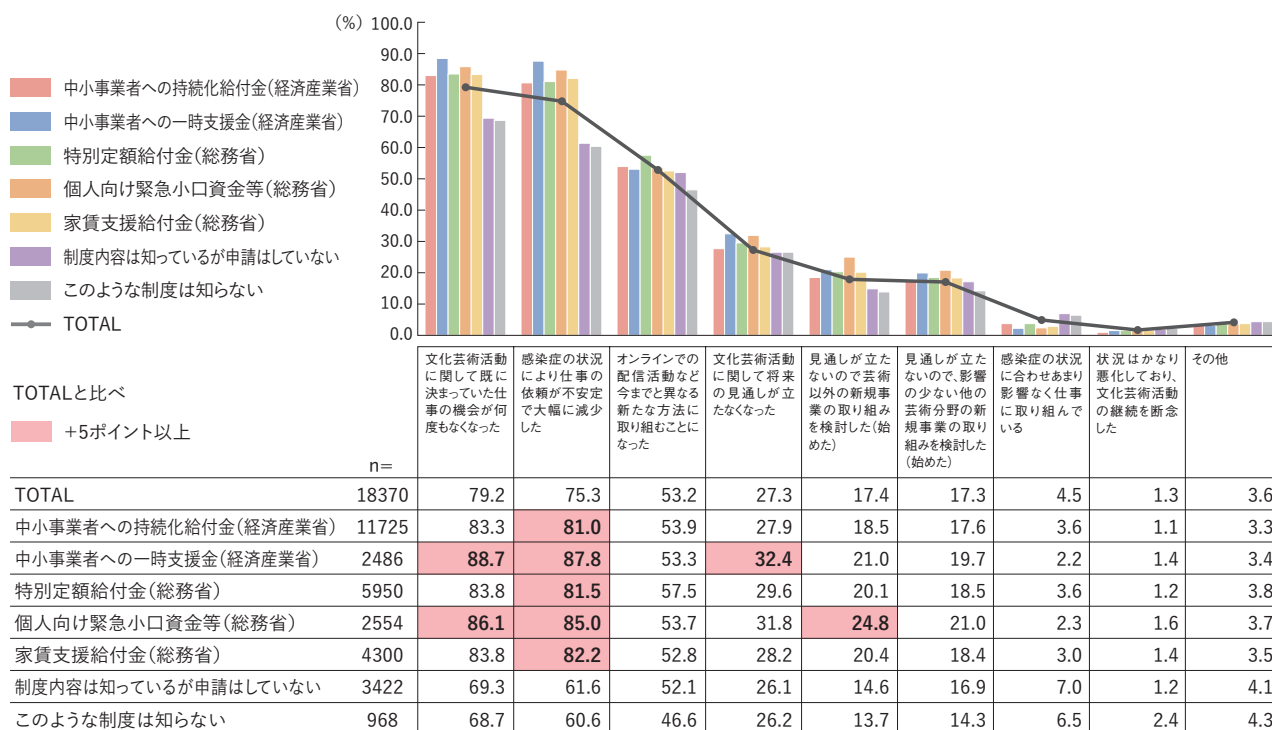
図表 15 現時点(2021年4月)で最も不安に感じていること×芸術活動収入の割合(個人)

年間収入における文化芸術活動の収入の割合の高い人ほど、「文化芸術活動の継続支援事業」以外の「中小事業者への持続化給付金(経済産業省)」「特別定額給付金(総務省)」などの給付金、その他の補助金等も積極的に申請・利用している。



図表 16 新型コロナウイルス感染症の影響に対して利用した制度×芸術活動収入の割合(個人)

仕事と収入を失った人ほど積極的に対策を行った。「文化芸術活動に関して既に決まっていた仕事の機会が何ともなくなった」「感染症の状況により仕事の依頼が不安定で大幅に減少した」と回答した人たちほど、「文化芸術活動の継続支援事業」以外の助成金、補助金なども積極的に申請・利用している。文化芸術活動の継続や生計維持のために、様々な補完手段を要した実態が見て取れる。



図表17 新型コロナウイルス感染症の影響×利用した制度(個人)

芸術家への影響を総括すると、もともと専門家として芸術活動に専念し、生活を芸術収入に依拠してきた層が、文化芸術の中止、停滞により大きな影響を受けたことは明らかである。そして、この深刻な影響を補い、芸術活動を継続するため給付金、家賃支援、補助金、借入金などの対応を図ったことがうかがえる。

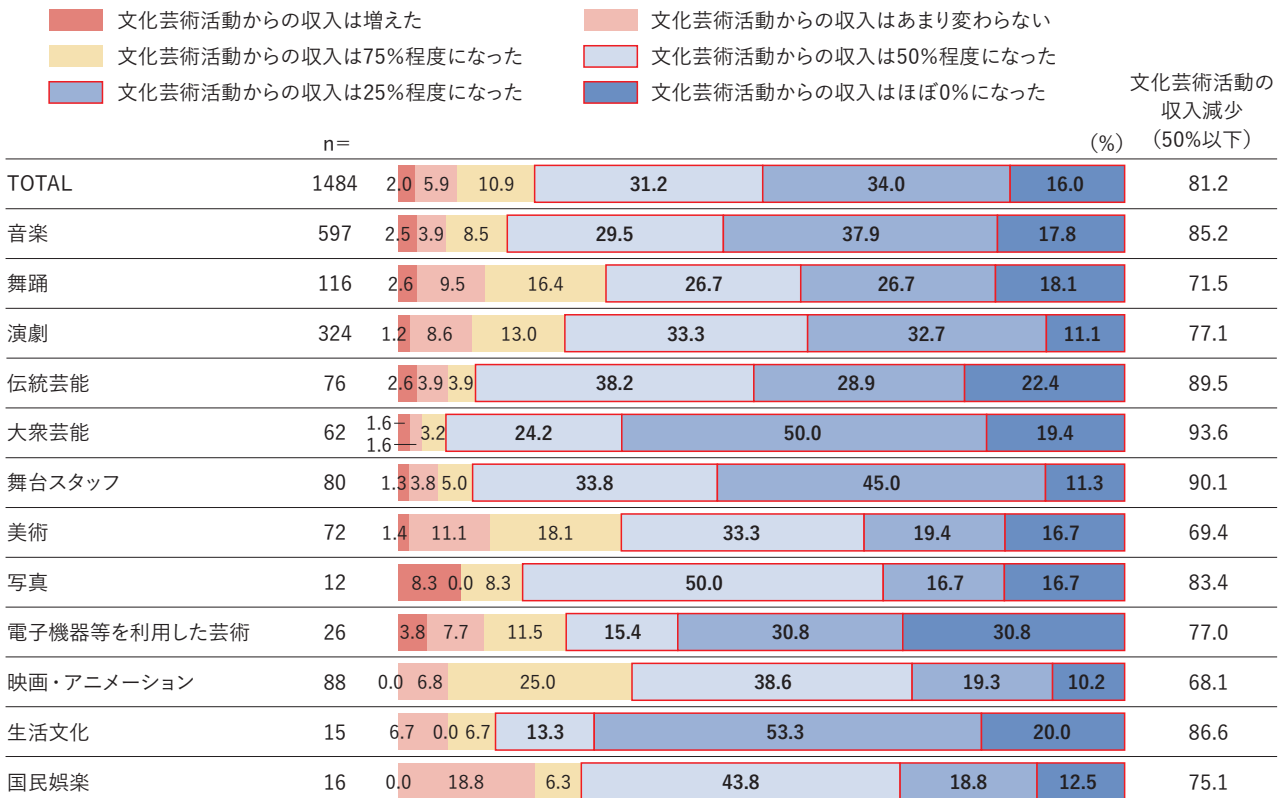
多くの文化芸術領域では、若い頃から芸術の仕事に関わり、試行錯誤、挑戦を重ね、芸術家としての職業的地位を確立するのは40歳代からである。その実態がアンケート結果に表れている。文化芸術の中核となっている40代以降の層の衰退は、文化芸術の再生と若手への継承にとって大きな打撃となることが懸念される。

また、「年間収入が25%程度になった」層では、「銀行からの借入」「芸術に関わる用具、資産の処分」など厳しい状況が発生しており、早急な手当が必要である。

2 | 文化芸術に関わる団体へのアンケート：集計結果から

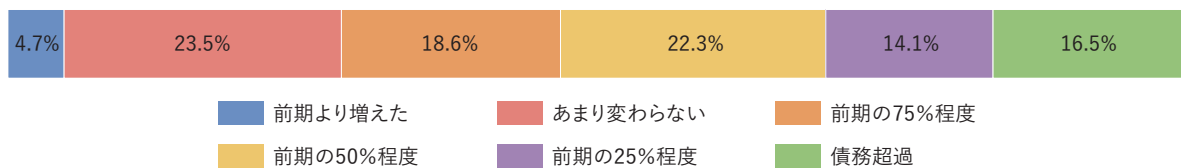
「50%以上の収入減少」が81.2%を占める厳しい現状

81.2%の団体が2019年と比較して「文化芸術活動からの収入」は50%以上減少したと回答。分野ごとに若干の異同はあるが、25%以上減少した層を含めると90%に達している。



図表 18 年間総収入のうち、文化芸術活動の収入の変化 (団体)

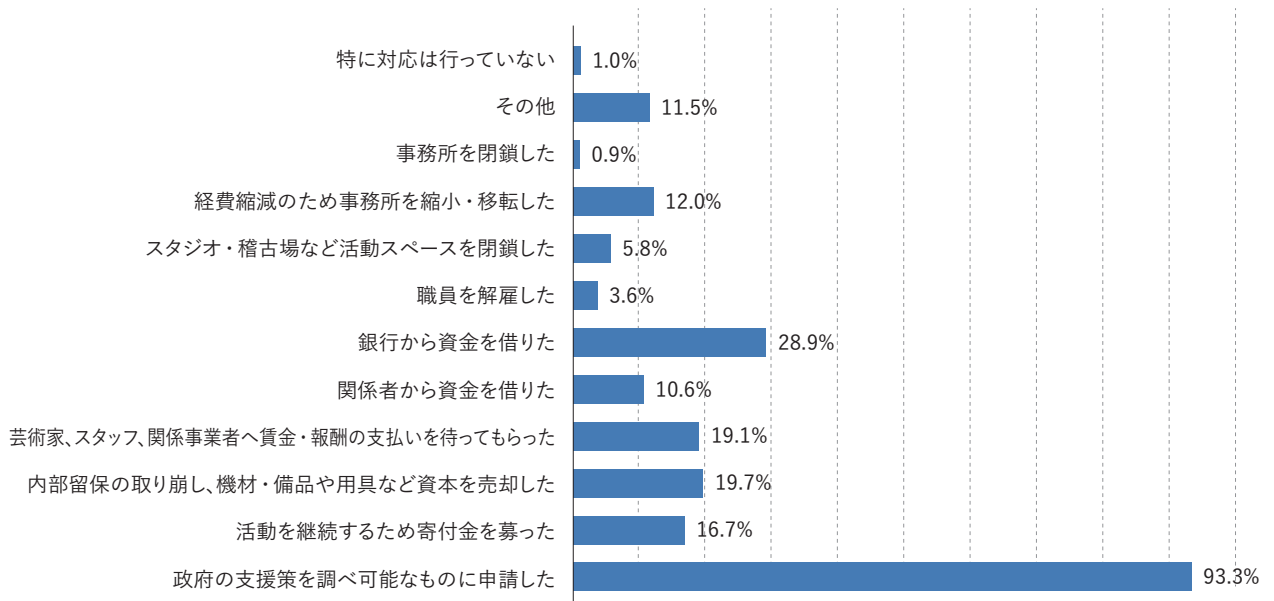
収入が50%以上減少した団体は正味財産を減らしており、約53%の団体が直近の決算で正味財産が50%以上減少、約16.5%が債務超過になっている。活動分野を問わず、急激に財務状況が悪化したことが鮮明である。



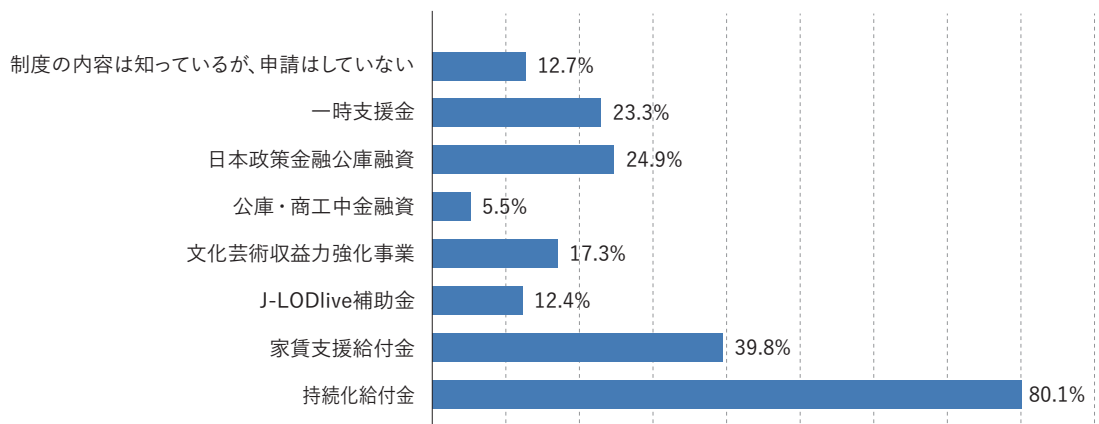
図表 19 2021年3月までの直近決算における正味財産の変化 (団体/2019年との比較)

あらゆる支援に積極的に対応

93.3%は「政府の支援策を調べ可能なもの申請した」と回答。民間銀行から資金を借りたのは28.9%にのぼった。政府支援も「持続化給付金」、「家賃支援給付金」と固定費を賄える支援に多くが申請したほか、日本政策金融公庫も24.9%が利用している。



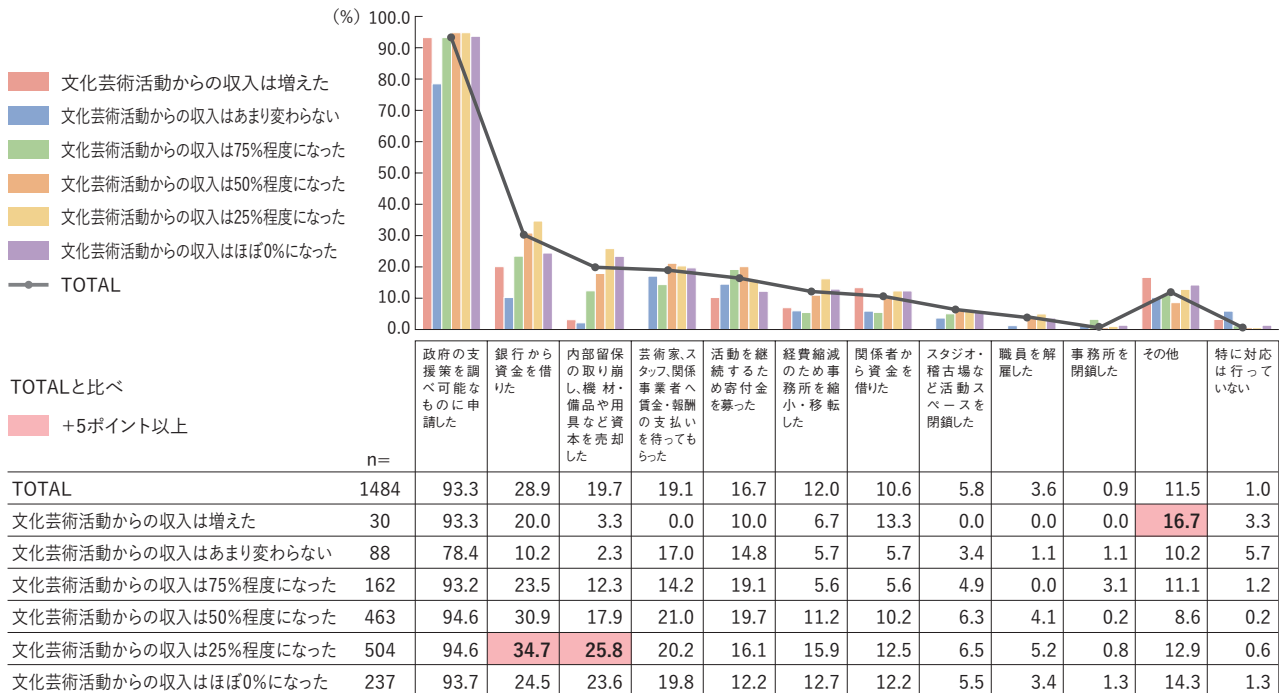
図表20 コロナ禍の危機を乗り越えるための対応(団体)



図表21 新型コロナウイルス感染症の影響に対して利用した制度(団体)

政府支援を活用しても、非常に厳しい状況

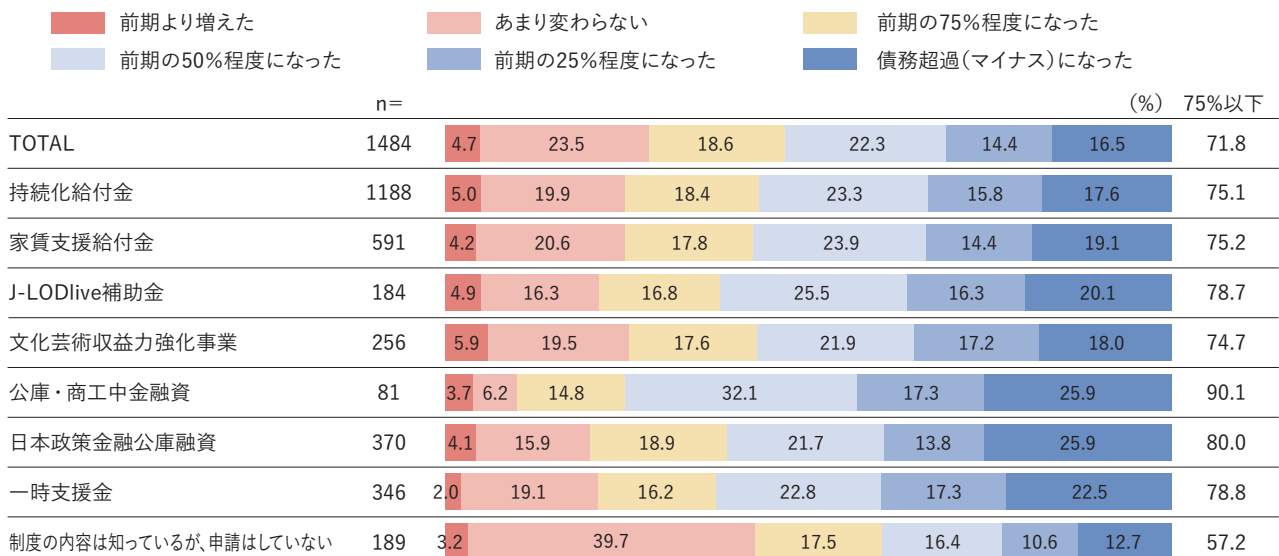
文化芸術活動からの収入が50%以上減少した団体では、平均より高い割合で職員の解雇や賃金未払いなどが発生している。



図表22 文化芸術活動からの収入の変化×コロナ禍の危機を乗り越えるための対応(団体)

財務状況は改善せず

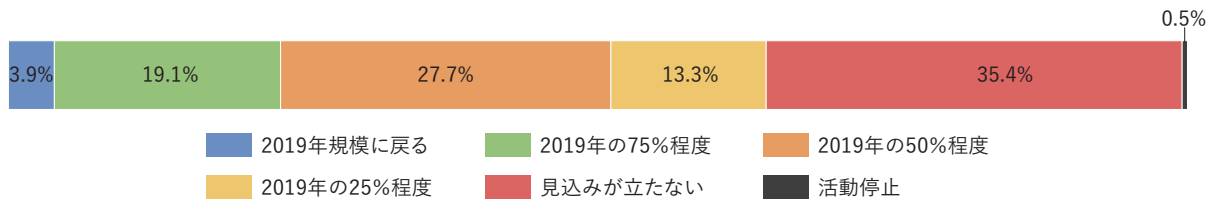
持続化給付金、家賃支援給付金は多くの団体が活用し、文化芸術収益力強化事業やJ-LODlive補助金の申請者でも、収入減少が著しい団体は、公庫・商工中金、日本政策金融公庫の融資を受けている割合が高くなっている。



図表23 正味財産の変化×利用した制度(団体)

見通せない2021年の芸術事業

2021年の活動見込みについては、約80%の団体が2019年比で50%程度以下の事業規模になると回答し、そのうち35.4%は見込みが立たないと回答している。(2019年との比較可能な選択肢回答のみ集計)

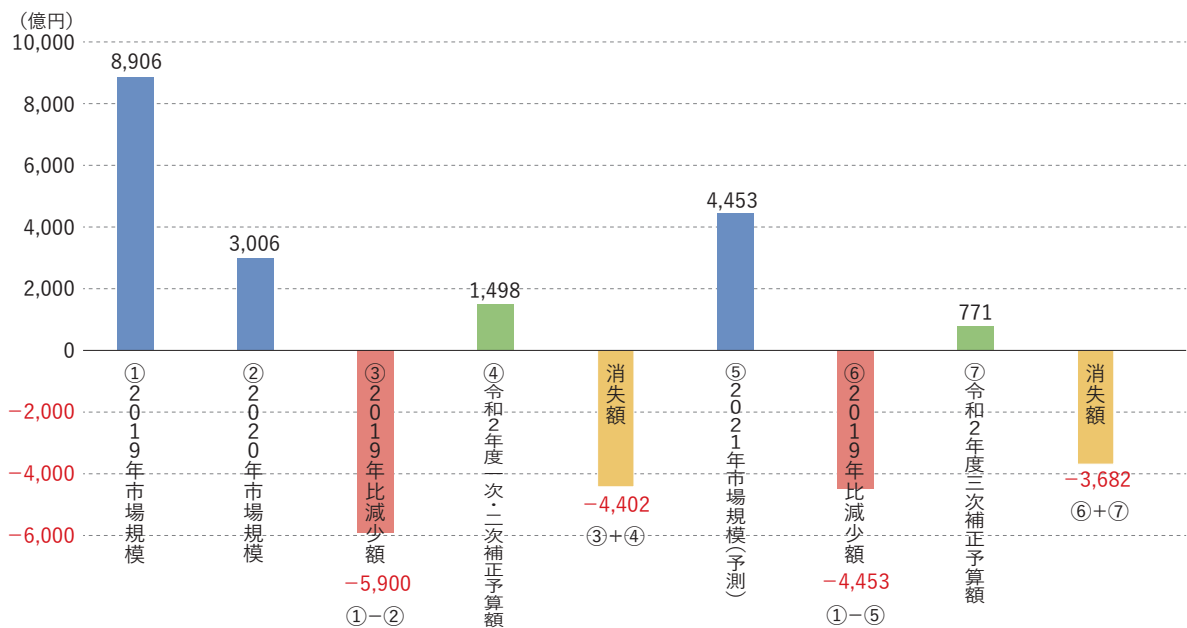


図表24 2021年の事業計画の見込み(団体)

芸術団体の状況を総括すると、状況はかなり厳しい。突然の公演の中止、延期による準備に投下された時間、資金消失とキャンセル手続きに伴う多くの出費、再開に向けて嵩む新型コロナウイルス感染症対策費用、観客制限下での事業実施による入場料等収入の減少など、財務状況はこの1年で急速悪化している。そして2021年の見通しも悲観的である。

三次にわたる補正予算、間に合っていない実態

2020年に生じた大幅な芸術収入の減少は、補正予算では間に合っていない。仮に2021年に事業規模が2019年の50%まで回復するという楽観的予想を立てたととしても、補正予算では到底間に合わない。2年間でほぼ1年分の芸術事業が消失することになる。



図表25 ライブエンタテインメント・映画の市場規模・補正予算と消失額(推計)

第 3 章

コロナ禍を通して浮かんできた 課題と再生

文化芸術の灯を守るために国会、政府は、2020年度に今までにない三次にわたる補正予算を編成し、文化芸術活動を支援してきた。大きな影響を受けた芸術家等、文化芸術団体を対象にした画期的なものであり、大きな期待が寄せられた。

この1年間で、文化庁「文化芸術活動の継続支援事業」の交付対象となった芸術家等は74,000名を超え、文化芸術団体は5,600団体に及んだ。文化芸術行政として個人に補助金を出すのは初めてのことであり、また、通常、文化庁が補助している芸術団体数は600団体程度であることからすると、いかに画期的であったかが分かる。

前章までに見たとおり、厳しい状況におかれた芸術家等、団体にとって効果は評価できる。しかし、もっと有効な方法があったのではないか。幾つかの問題点も浮き上がってきた。

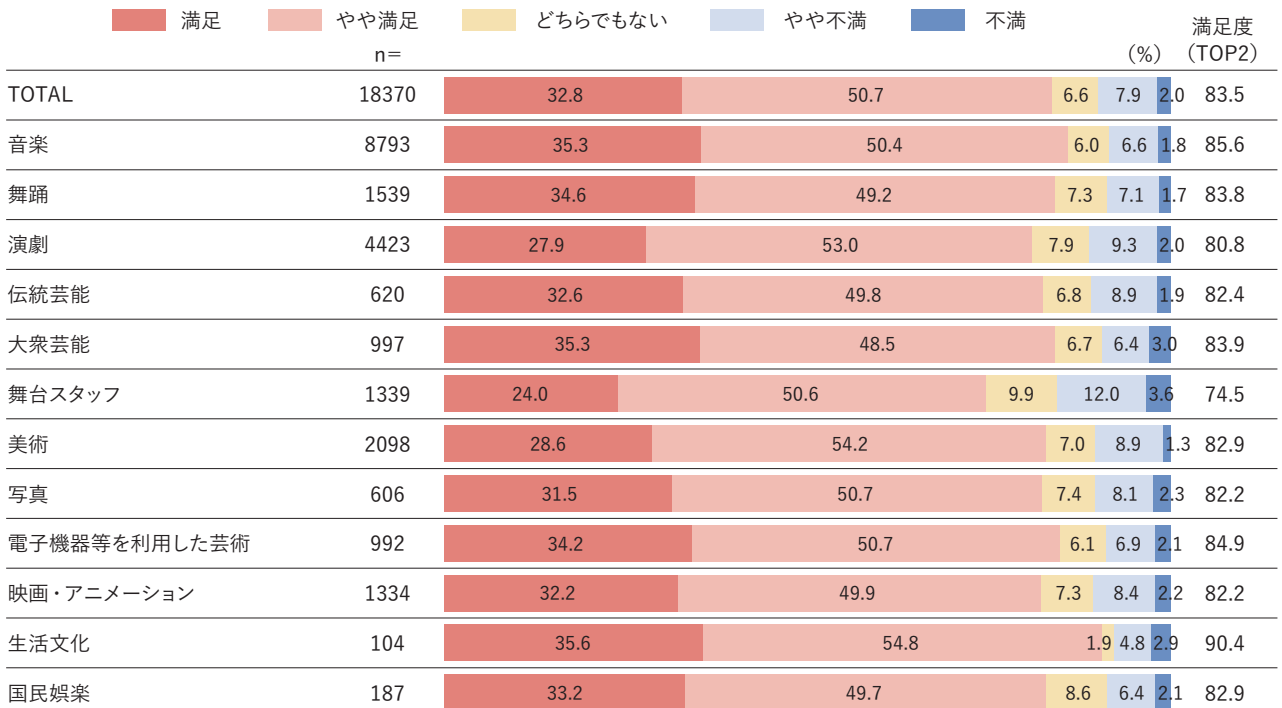
この事態、全ては2020年2月26日、安倍内閣総理大臣の突然の文化イベント自粛要請で始まった。政府はここまで新型コロナウイルス感染症拡大とその影響が文化芸術に広がるとは予測していなかった。

文化芸術関係者は、突然、仕事と収入を失った危機感から文化芸術振興議員連盟（河村建夫会長）など国会への要請を開始する。同議連の有志も文化庁第一次補正予算では不十分と考えていた。文化芸術推進フォーラムは5月20日、同議連役員会に芸術関係の個人と団体の双方を対象とした支援金を要望。5月24日、同議連は萩生田文部科学大臣に個人200億円、団体300億円の交付を緊急要請した。

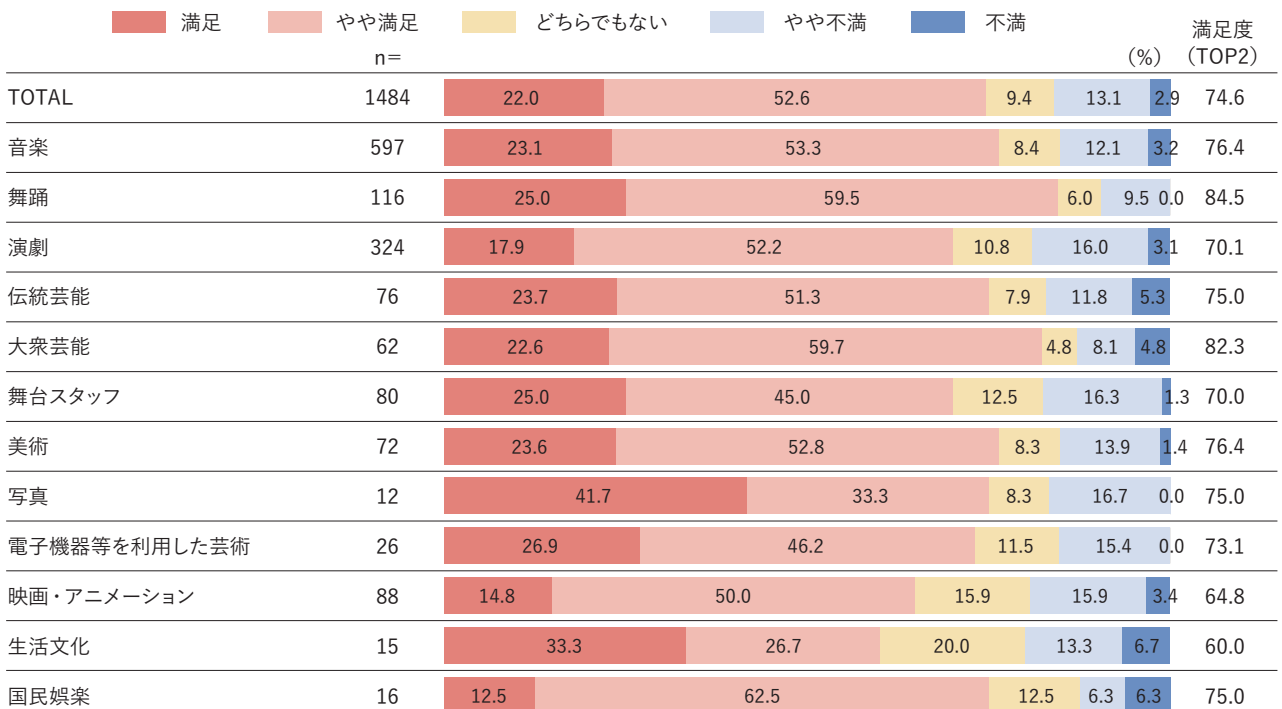
早くから文化芸術関係者が望んだのは、公演中止から再開にあたって準備に時間がかかることが予想される文化芸術の特殊性を考慮した、中小事業者への「持続化給付金」に続く芸術家等への「支援金」給付と、芸術団体への規模に応じた支援であった。しかし出てきたのは……

1 「文化芸術活動の継続支援事業」制度について個人、団体の評価

「文化芸術活動継続支援事業」の満足度は、ジャンルを問わず「満足」「やや満足」の個人が80%台、団体が70%台と高く、置かれた環境を反映し、芸術団体の満足度は芸術家等より低くなっている。



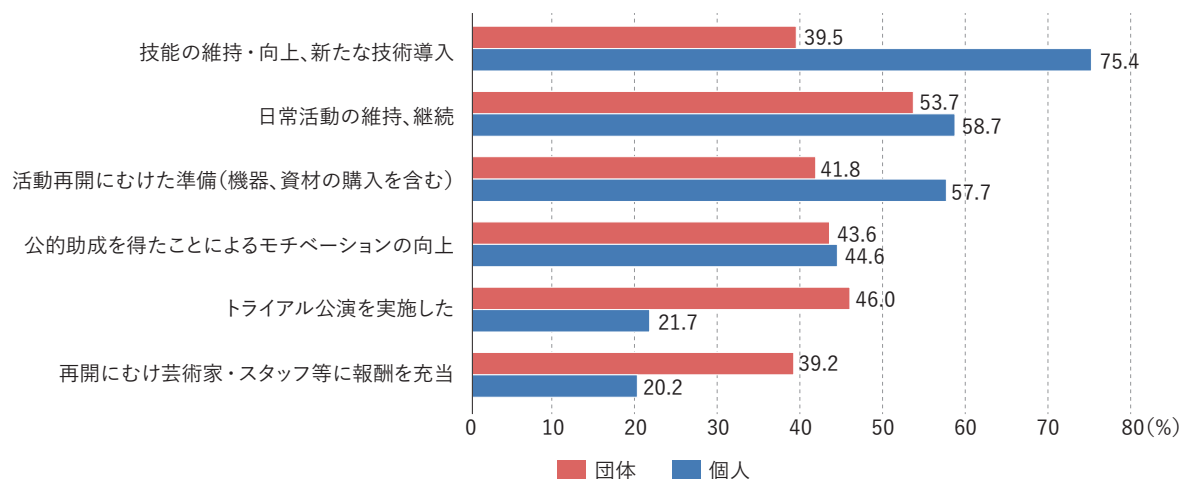
図表 26 「文化芸術活動の継続支援事業」の総合的な満足度(個人)



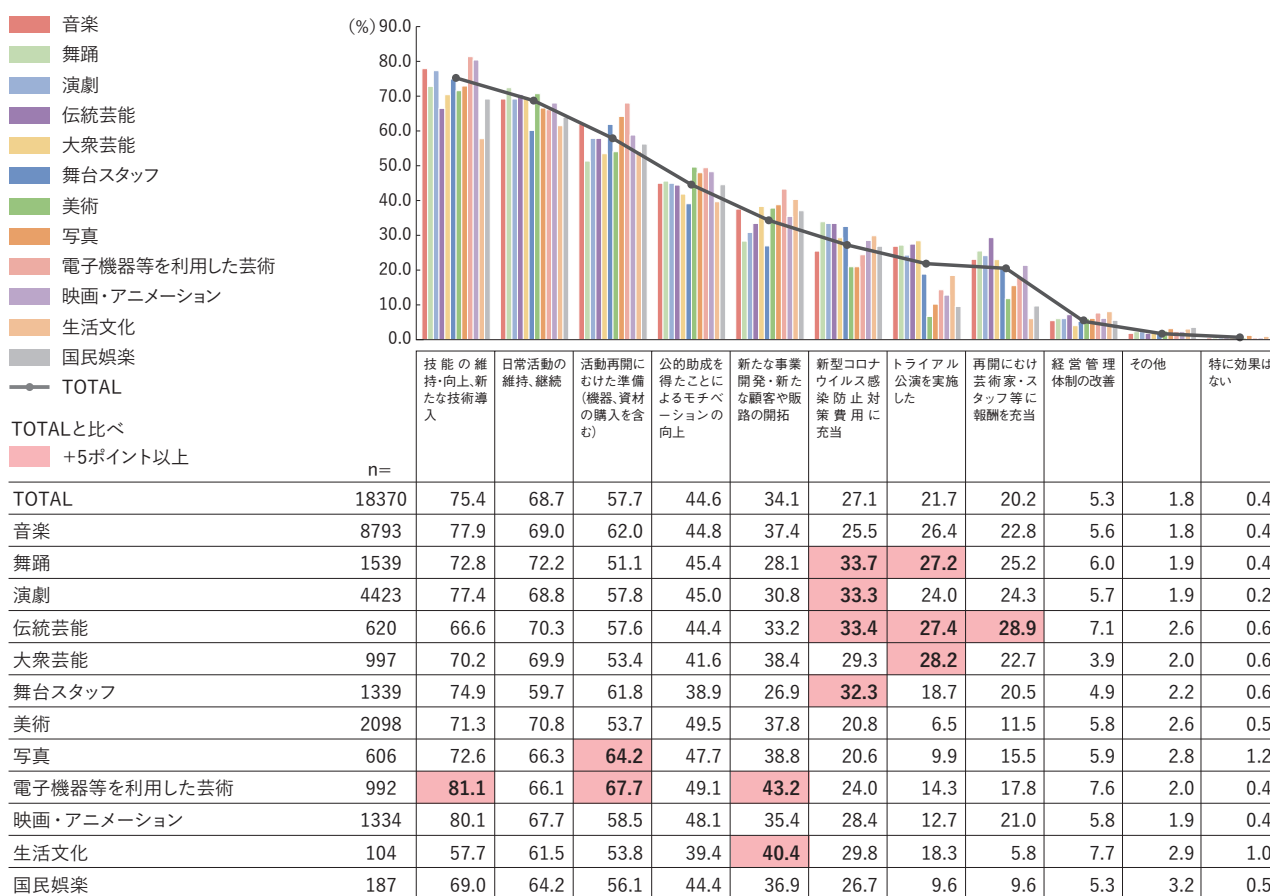
図表 27 「文化芸術活動の継続支援事業」の総合的な満足度(団体)

「文化芸術活動の継続支援事業」の交付による効果については、個人は「技能の維持・向上、新たな技術導入」「日常活動の維持、継続」「活動再開にむけた準備（機器、資材の購入を含む）」に高い効果を認め、団体は「トライアル公演を実施した」、「再開にむけ芸術家・スタッフ等に報酬を充当」といった個人、団体の特質にあった様々な波及があったことが見て取れる。「公的助成を得たことによるモチベーションの向上」は個人、団体とも評価している。

芸術家等の活動を再開に向けて準備していくための支援とする狙いは、ジャンルにより若干の比重の違いはあるが達せられている。

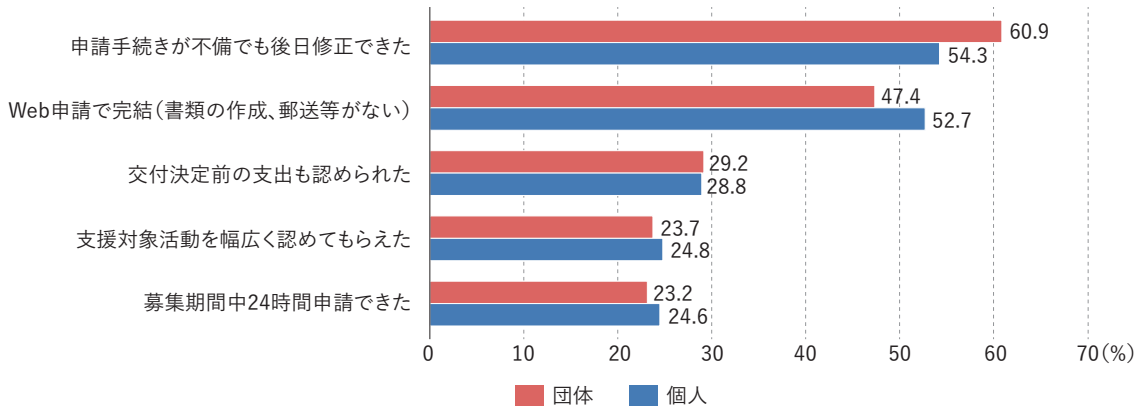


図表 28 「文化芸術活動の継続支援事業」の効果(団体/個人)

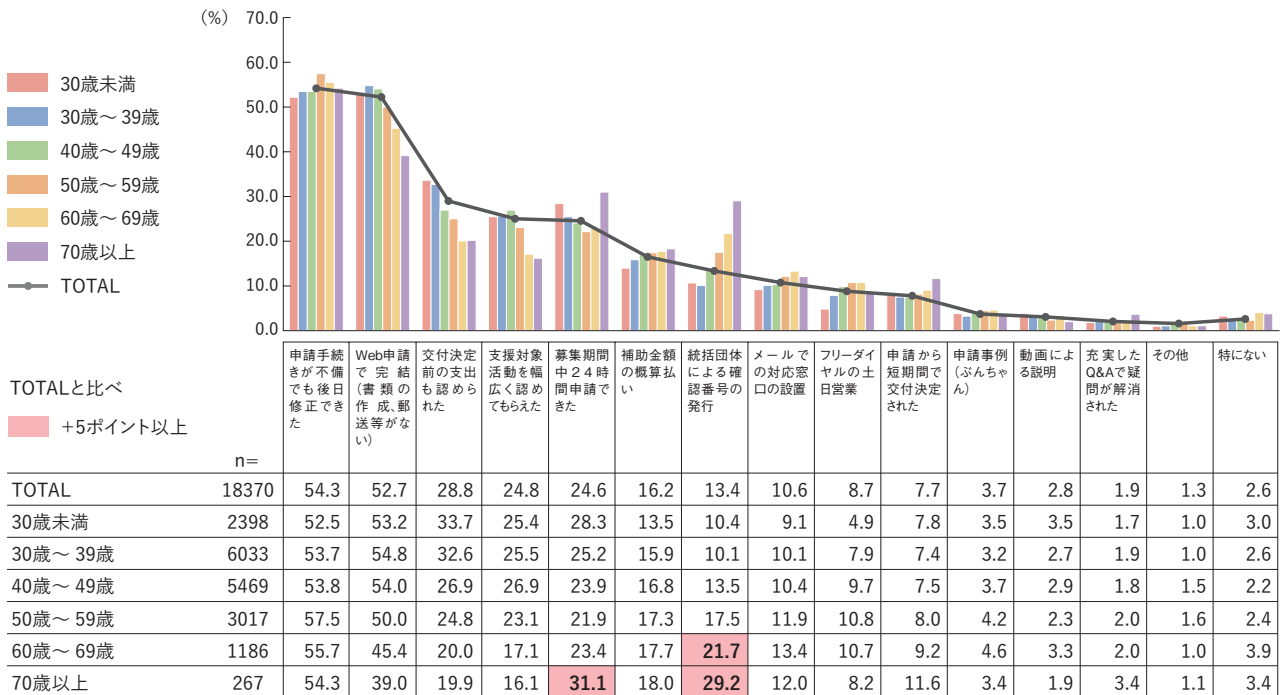


図表 29 「文化芸術活動の継続支援事業」の効果(個人/ジャンル別)

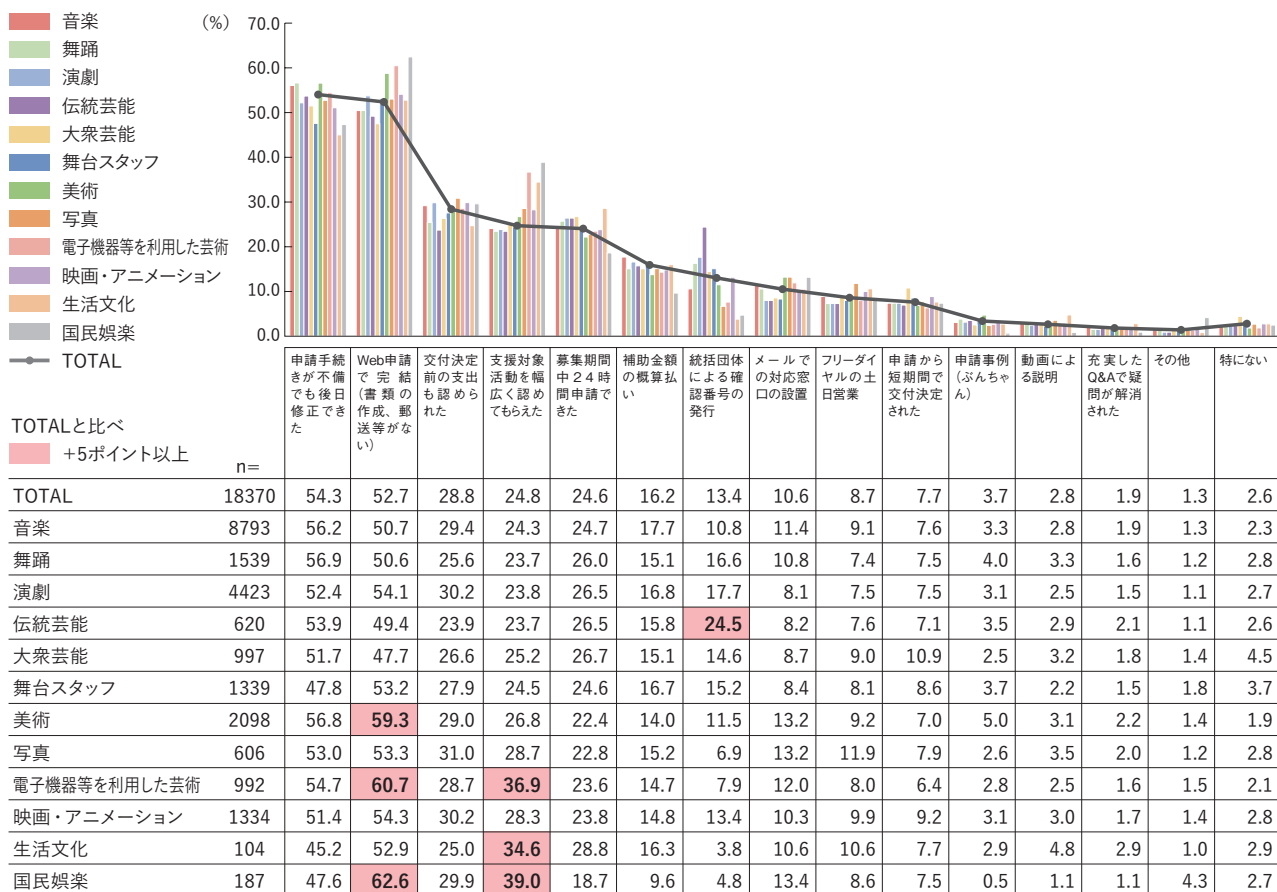
「文化芸術活動の継続支援事業」について、良かった点や便利だった点については、個人、団体とも全体的に「申請手続きが不備でも後日修正できた」「Web申請で完結」への評価が高い。一方、個人を詳細に見てみると高齢者層にとっては「統括団体による確認番号の発行」がメリットとして大きかったことが分かる。全ジャンルの中で最も高齢者層のボリュームが大きい「伝統芸能」においても突出して同様の結果が出ていることがこれを裏付ける。



図表30 「文化芸術活動の継続支援事業」の良かった点や便利だった点(団体/個人)

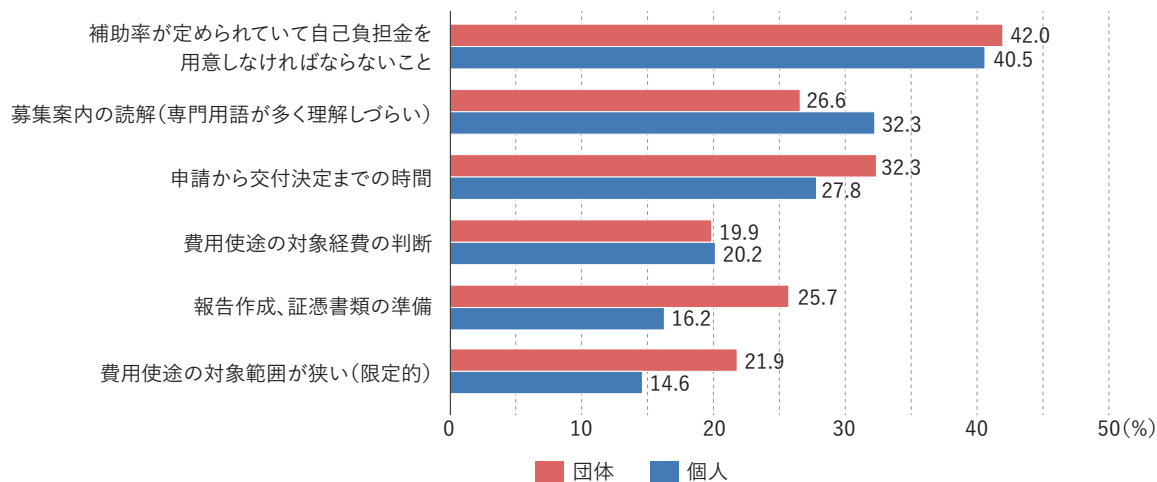


図表31 「文化芸術活動の継続支援事業」の良かった点や便利だった点(個人/年齢層別)

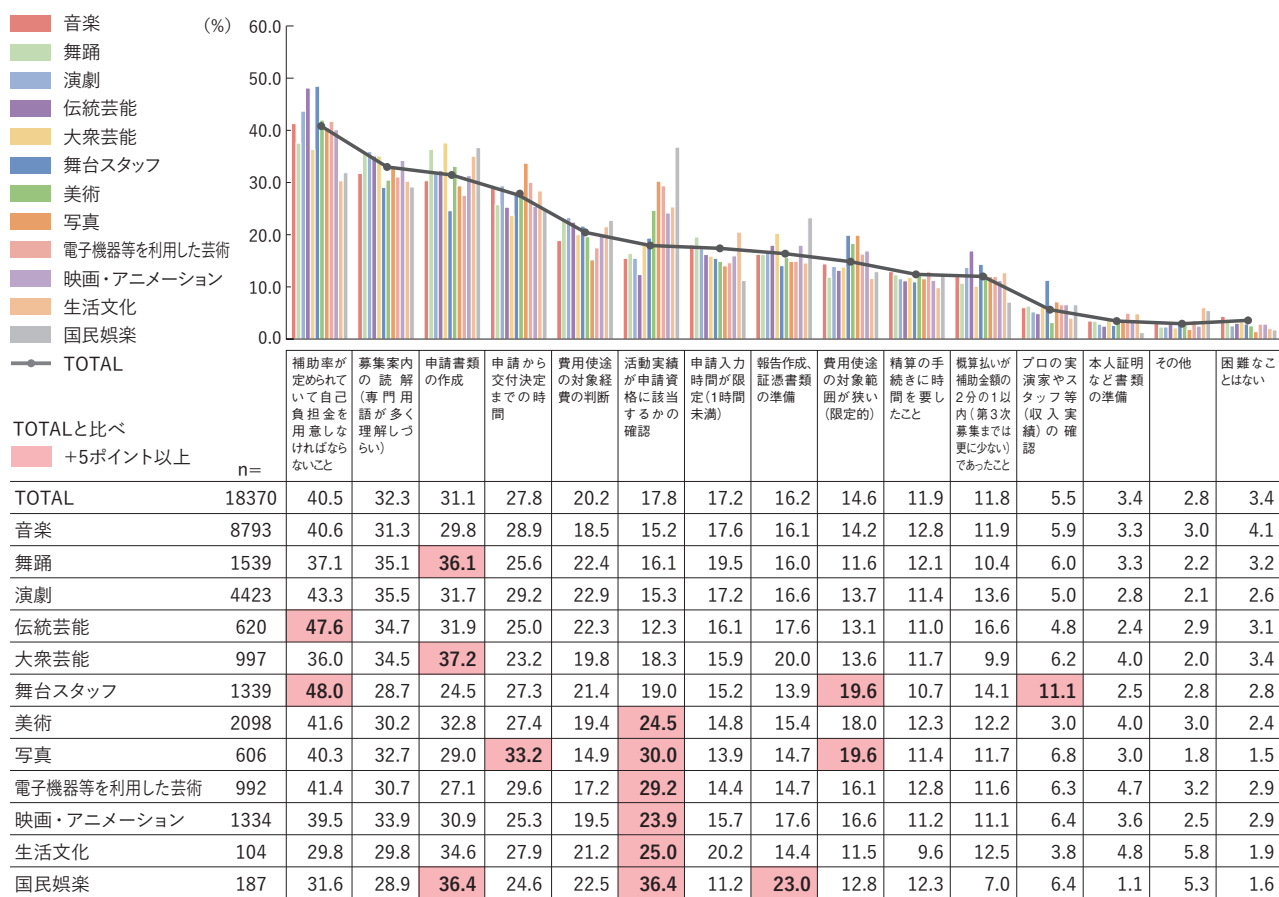


図表32 「文化芸術活動の継続支援事業」の良かった点や便利だった点(個人/ジャンル別)

「文化芸術活動の継続支援事業」について困難だった点や利用しづらい点に関しては、「補助率が定められていて自己負担金を用意しなければならないこと」が全体的にポイントを集めた一方、「活動実績が申請資格に該当するかの確認」という選択肢において、実演芸術とそれ以外のジャンルの評価が明確に分かれる結果となった。実演芸術は、公演数など活動実績の指標が比較的わかりやすいことや、統括団体による確認番号の発行やサポートが有効に機能したことが結果に影響したと考えられる。



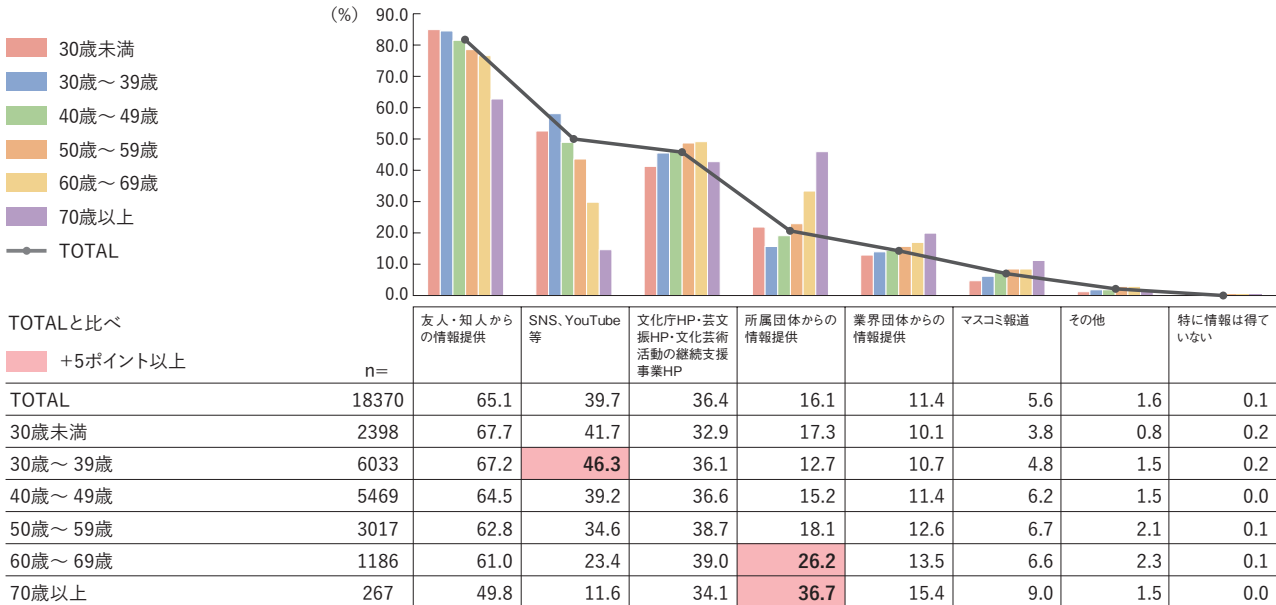
図表33 「文化芸術活動の継続支援事業」の困難だった点や利用しづらい点(団体/個人)



図表34 「文化芸術活動の継続支援事業」の困難だった点や利用しづらい点(個人/ジャンル別)

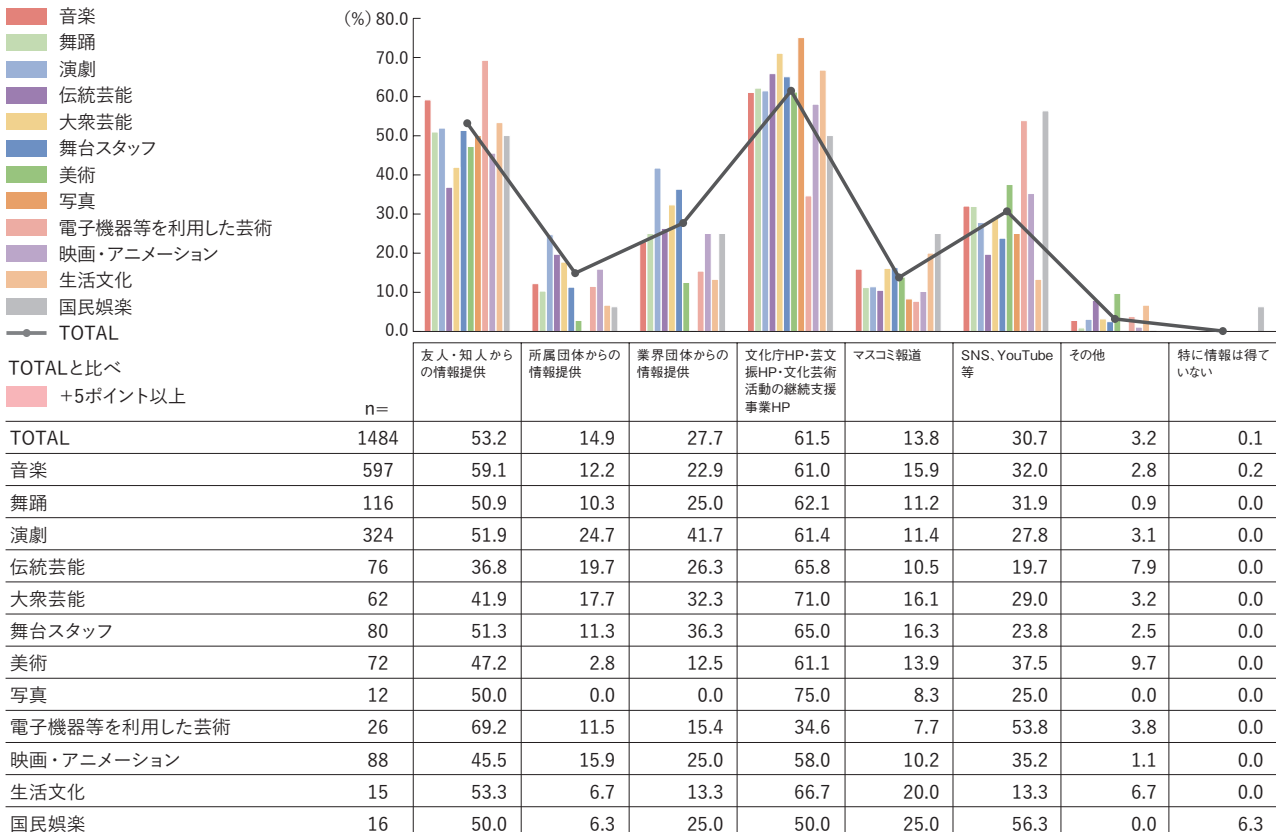
2 「文化芸術活動の継続支援事業」の情報収集方法について

「文化芸術活動の継続支援事業」の申請にあたって、個人は、友人・知人等、横のつながりが有力な情報源になっていたことがうかがえる。30代以下の若年層では「SNS、YouTube等」、60代以上の中・高齢者層では「所属団体からの情報提供」のボリュームが大きい。



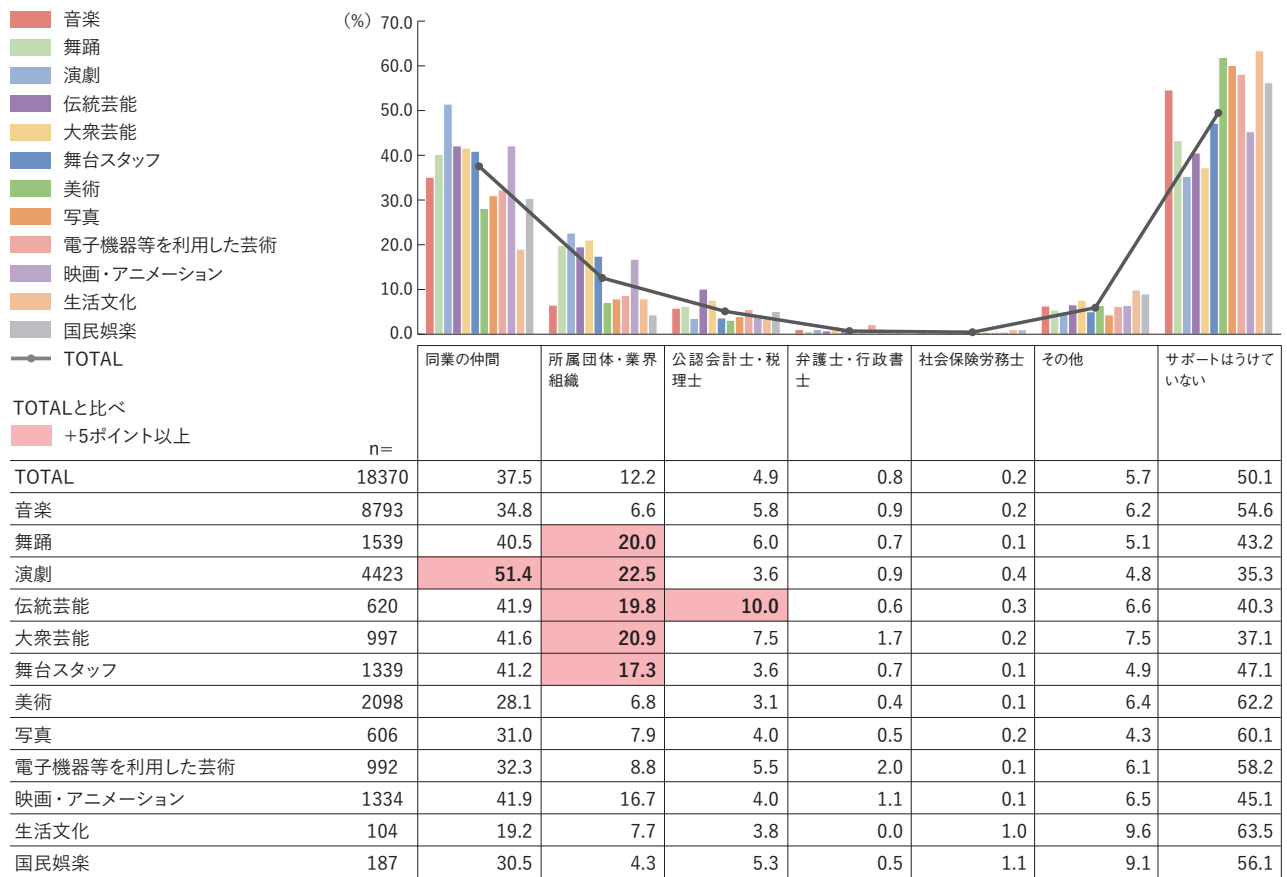
図表35 「文化芸術活動の継続支援事業」について最も有益だった情報源(個人)

団体については「文化庁HP/芸文振HP」が大きな役割を果たし、「友人・知人からの情報提供」に高いポイントを挙げている。



図表36 「文化芸術活動の継続支援事業」について最も有益だった情報源(団体)

「文化芸術活動の継続支援事業」の活用にあたって、サポートは受けていない人のボリュームもかなり大きいのが、一方、実演芸術の多くのジャンルにおいては「所属団体・業界組織」のサポートがあったことが見て取れる。



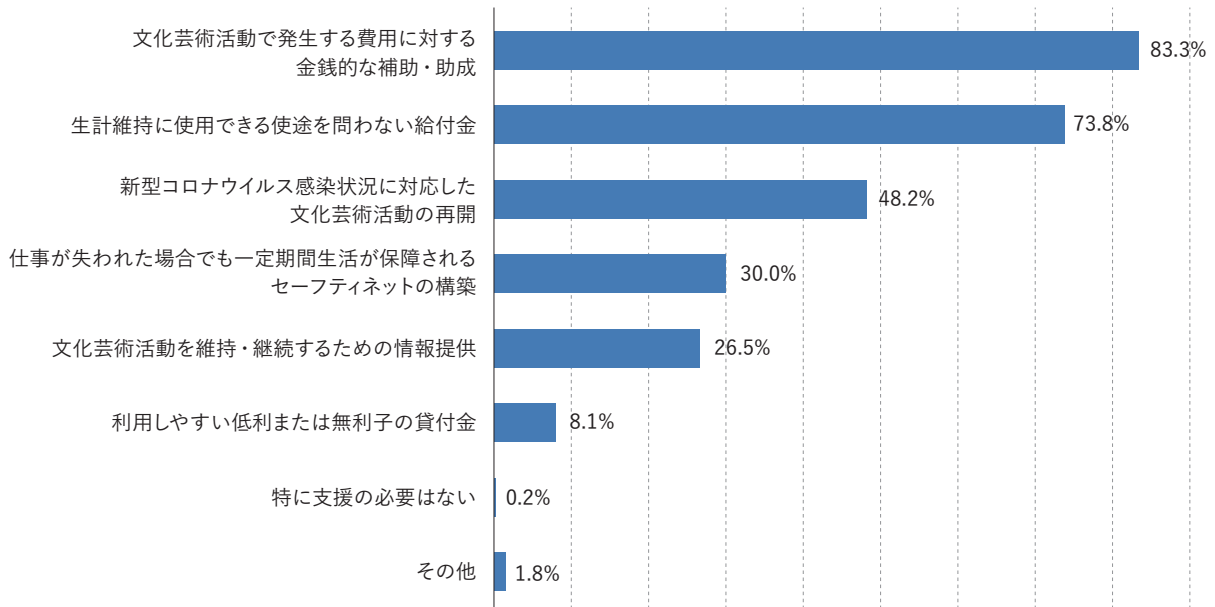
図表 37 「文化芸術活動の継続支援事業」の活用にあたり、関係者、専門家のサポートを受けたか（個人）

芸術家であることの特典のために、文化芸術の職能団体・統括団体が事前確認番号を発行する役割を担い、特定作業の負担を軽減して、この制度を有効に機能させる狙いは一定の成果を上げることができた。今後、文化芸術における統括団体の役割、文化行政における位置づけを考えていく必要がある。

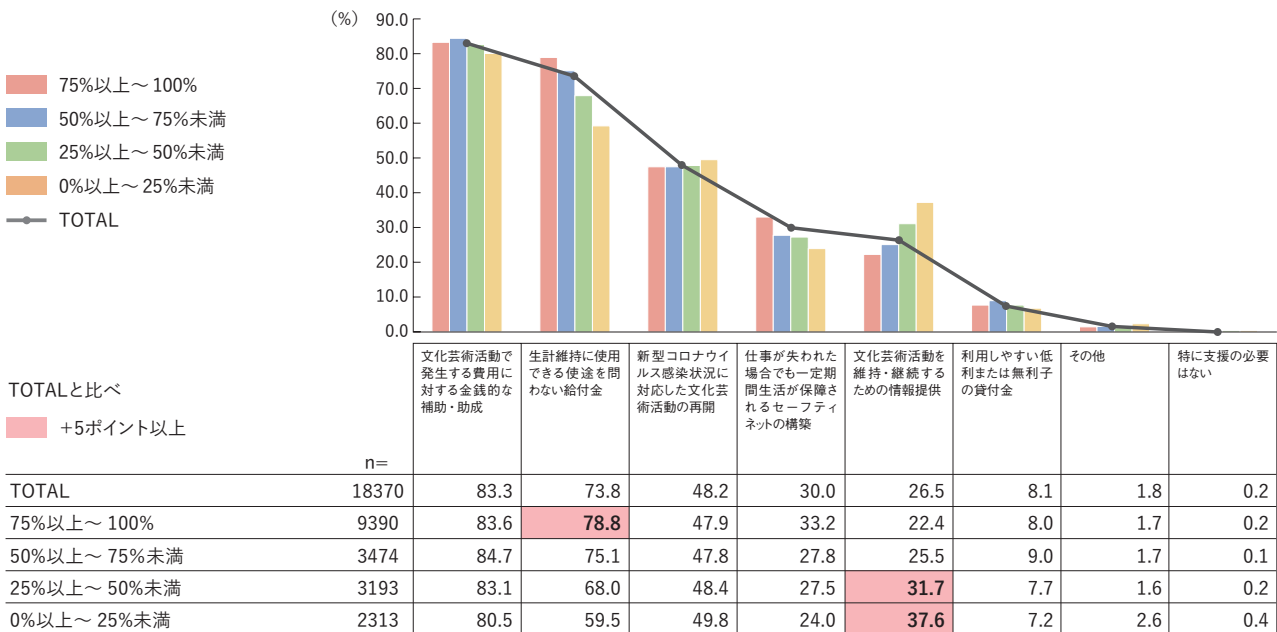
3 | 「文化芸術活動を続ける上で、今、必要なこと」について

個人と団体とでは異なる選択肢になっている。

個人は、「文化芸術活動で発生する費用に対する金銭的な補助・助成」が圧倒的なポイントを得ているほか、総収入が著しく下がった人の多くが「生計維持に使用できる用途を問わない給付金」を強く求めていることが分かる。

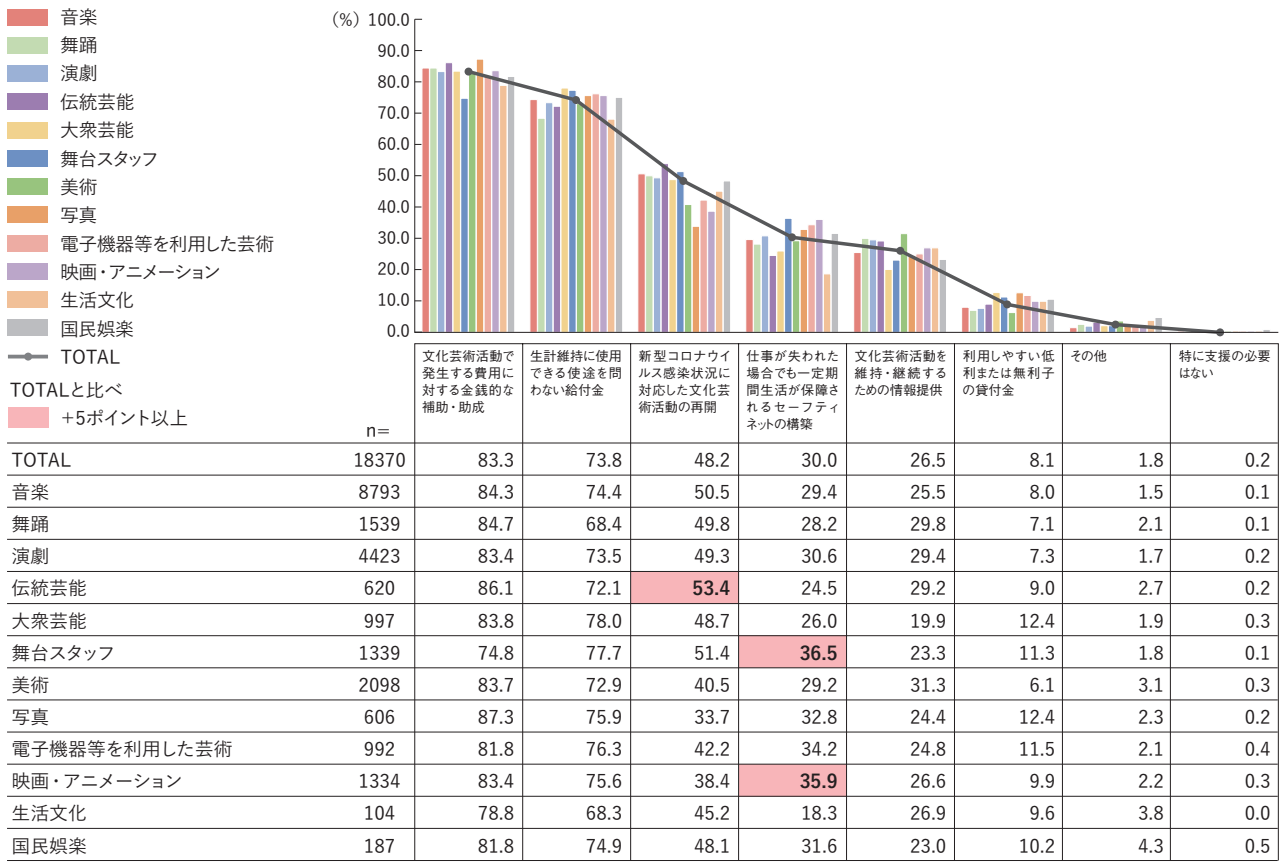


図表38 文化芸術活動を続ける上で、今、必要なこと (個人)



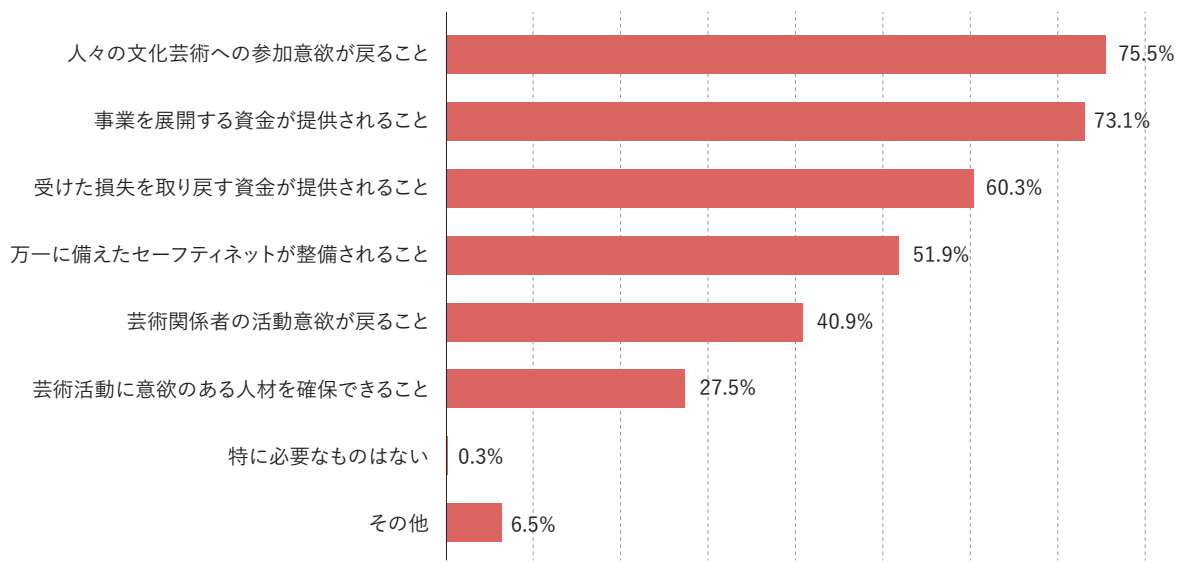
図表39 今、必要なこと×芸術活動収入の割合 (個人)

「舞台スタッフ」や「映画・アニメーション」といった職能において、「仕事が失われた場合でも一定期間生活が保障されるセーフティネットの構築」の需要が高いことが分かる。



図表40 今、必要なこと（個人/ジャンル別）

団体は、「人々の文化芸術への参加意欲が戻ること」が75.5%と高い数値を示しており、感染を恐れて遠のいた客足の戻りを期待し、そのための「事業を展開する資金が提供されること」73.1%が続く。そして2020年3月から5月に公演が全く止まったことに対して「受けた損失を取り戻す資金が提供されること」60.3%と厳しい状況を反映した回答となっている。前章で本制度の効果について「トライアル公演の実施」を挙げていたが、事業を実施するための方策に強い意向を示している。

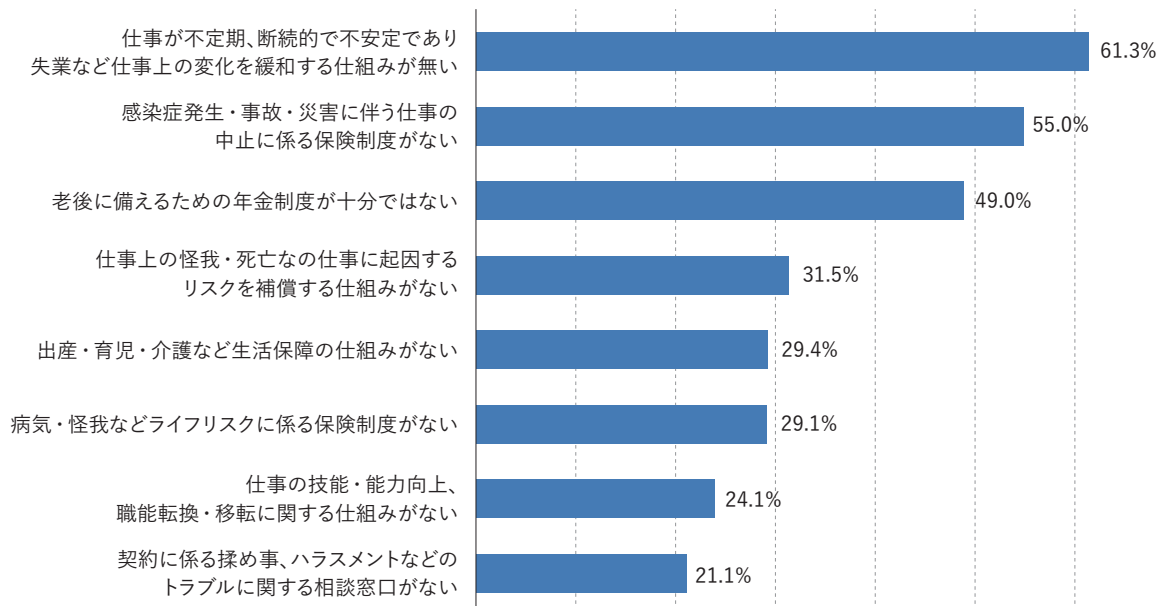


図表41 今、活動の継続に必要なこと（団体）

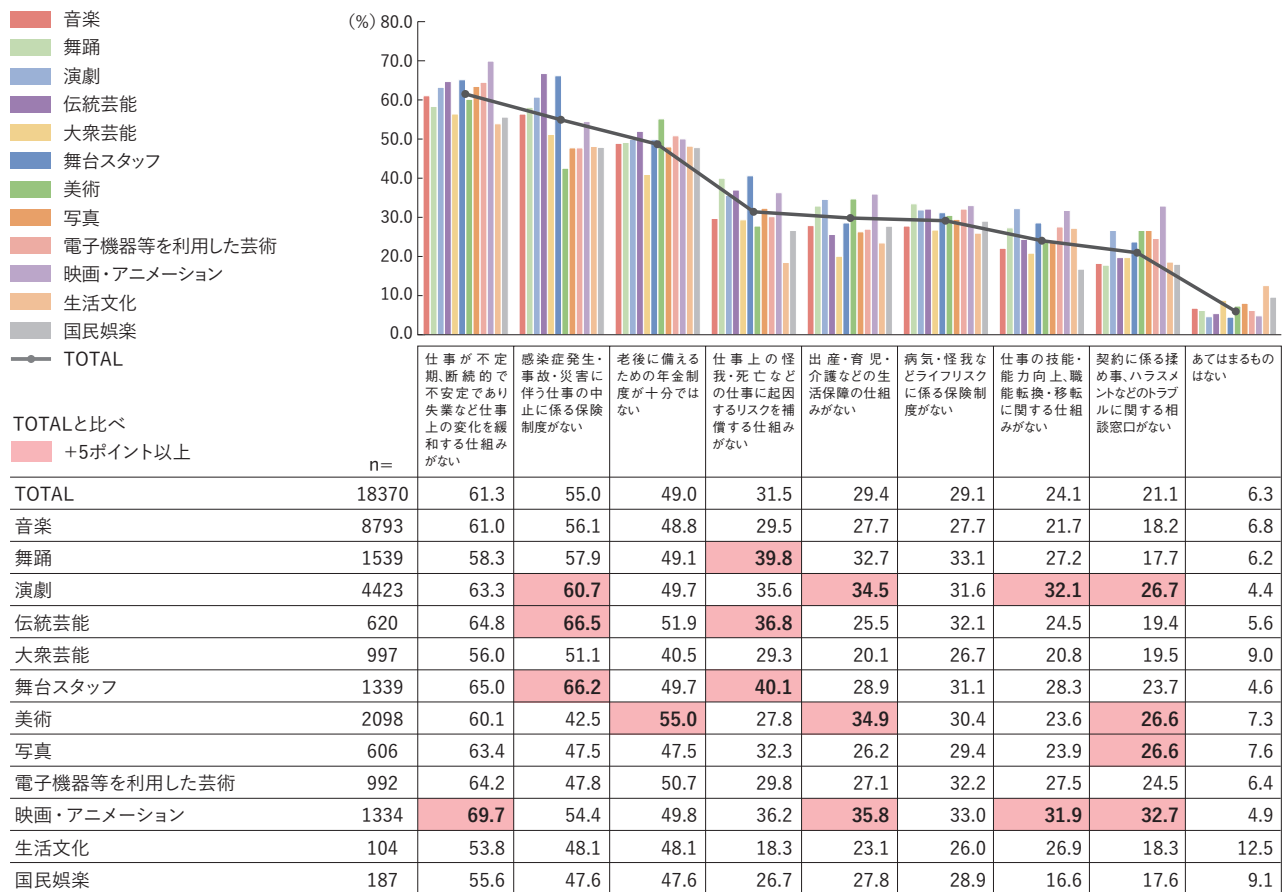
4 | 「文化芸術活動を続ける上で感じている課題」について

個人は、ジャンルごとの意向の違いは見られるものの、全体的には「仕事が不定期、断続的で不安定であり失業など仕事上の変化を緩和する仕組みがない」「感染症発生・事故・災害に伴う仕事の中止に係る保険制度がない」への希望が高かった。この回答のどちらか、又は両方選択した割合は81%にのぼる。

実演芸術のジャンルでは「仕事上の怪我・死亡などの仕事に起因するリスクを補償する仕組みがない」といった選択肢にポイントが多く集まっている。美術に関しては「老後に備えるための年金制度」の必要性が高くなっている。

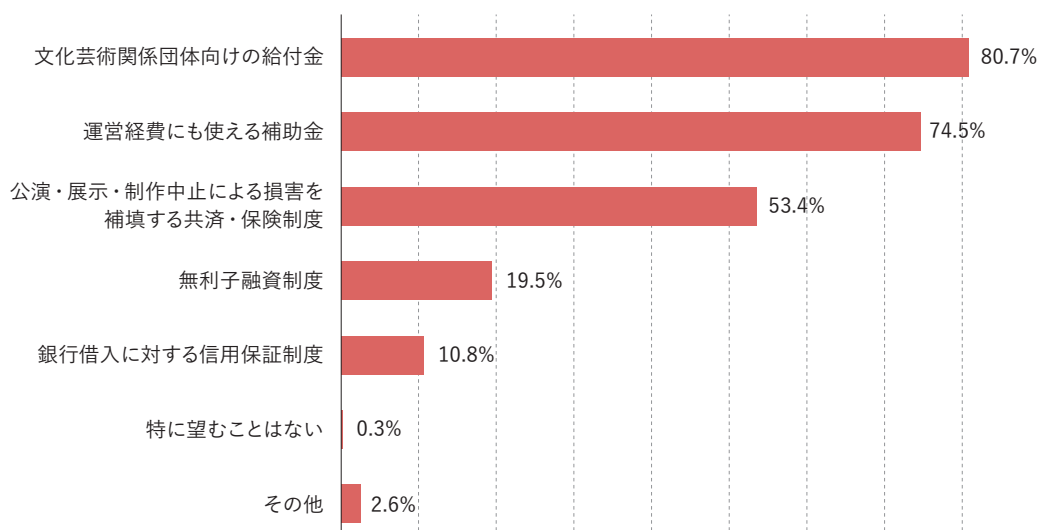


図表42 文化芸術活動を続ける上で、あなたが感じている課題（個人）



図表 43 文化芸術活動を続ける上で感じている課題（個人／ジャンル別）

団体は、危機対応として臨む対策は、「文化芸術団体向けの給付金」80.7%、「運営経費にも使える補助金」74.5%と固定費にも充当できる資金需要が高く、この2つの回答のどちらか、又は両方を選んだ団体は95.1%に達した。「公演・展示・制作中止による損害を補填する共済・保険制度」も53.4%で、未曾有の事態に対応するための制度の必要性を強く希望している。



図表 44 感染症や地震、大規模災害など、危機対応として望む対策（団体）

5 | 芸術家、芸術団体の現状に対応、求めるものに支援は届いたか

2020年7月から9月にかけての申請手続きの過程で幾多の不協和音が生じた。まず、当初の運用が厳格に行われたことや、審査体制の熟度が低く事務局人員も少なかったことなどによる手続きの遅れといった制度上の問題があった。そして、芸術家にとっても初めての制度であり、7月の募集開始では芸術家、スタッフの活動が一部再開された程度で、まだまだ助走段階であったこと、自己負担してまで新たな事業を起こすモチベーションが低かったこと、補助金の制度設計が複雑で申請に戸惑いや躊躇が生まれたことなど、その後改善されたとはいえ、教訓とすべき課題である。

そして2021年3月には、報告手続きが行われないために12,000件を超える不交付と取下げが発生した。2020年11月までの申請期間中に断念してしまった層の状況がどうなっているのかは把握すらできない。

問題は、とても基本的なことばかりである。そもそも芸術家等を対象とした場合、日本に芸術家等は何人いるのか。その人が芸術家等であるか特定の基準をどうするのか。文化芸術団体も同様である。

もとより文化行政として、芸術家、文化芸術団体を統計として捉えたものは皆無である。

そして多くの芸術家や文化芸術団体は、文化芸術活動に関して国から補助金の交付を受けたことがなく、厳格な補助金ルールに沿った手続きに適應できるのか。文化庁の組織体制、予算規模の機関で、この行政執行が間に合うのか。

新型コロナウイルス感染症対策の補正予算の特徴

経済産業省は、第一次補正予算で「持続化給付金」を予算化した。収入50%以上の減少を要件とし中小事業者の事業継続を支援するため、個人100万円と法人200万円の給付金がいち早く実施された。5月の開始当初、確定申告で芸術収入を事業費として申告していない場合は対象外とされ不協和音が発生するも修正され軌道に乗る。アンケート結果からも見られる通り、申請できなかった層もあるが、芸術家、芸術団体の多くが申請し、命を繋ぐ役割を果たした。

文化庁は、第二次補正予算で、芸術家・スタッフと小規模事業者を対象とした「文化芸術活動の継続支援事業」とし、約500億円の予算を確保した。「持続化給付金」に続き、緊急事態宣言後の新型コロナウイルス感染症対策を実施しての事業再開を前提とした、中小事業者を対象とする補助金の考え方を骨格として手当てされた。

「文化芸術活動の継続支援事業」は、芸術家、芸術団体を中小事業者とみなし応用し、中小企業庁の「持続化補助金」、農林水産庁の「経営継続補助金」と同様の考え方で、3制度とも基本は1事業者150万円限度（うち新型コロナウイルス感染症対策50万円）とするもので、100万円は補助率が異なる自己負担を伴う複雑な制度であった。

経済産業省「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」(J-LODlive) について

この補助金は実演芸術の新型コロナウイルス感染症対策で最大の規模を持ったものである。日本のコンテンツを世界に発信するため一般予算で設定されていた補助金を新型コロナウイルス感染症対策として活用したもので、公演と動画制作・海外配信も含めた事業経費を補助する878億円余の大きな手当がされた。

2020年2月末からの自粛要請、緊急事態宣言により中止となった公演を対象として、公演実施の権利を1ステージ単位で与え、その実施公演の対象経費の50%を補助するものである。

この補助金の効果は、観客規制などが存在する中、公演再開を判断するよう、主催者の背中を押したことである。公演が実施されることによって実演家、スタッフなどの仕事が創出され、芸術家等の収入改善に少

なからず寄与した。

難点は、総直接経費の50%相当以上の収入があり、固定費の回収ができなければ団体としては損失となり、正味財産を消耗する事である。2020年9月以降の一時的な観客収容率規制の撤廃でも人々の鑑賞行動の冷え込みは大きくは戻らず、多くの場合、正味財産減少の流れは止められていない。

また、J-LODliveはステージ単位での書類申請、公演終了後の動画作成・配信及び完了報告と芸術団体の事務負担が重い上、交付審査の段階で事業事務局の熟度が低く、芸術への理解不足と厳格運用による交付の遅れが発生した。大規模な事業が多いことからその影響が芸術団体の資金繰りの悪化という問題として浮上している。

2020年度、J-LODliveの対象公演は約24,000ステージ。通年の年間公演実績は約13万ステージとされており、その約15%近くに相当する。公演の完全停止状態の期間を考えると、一定程度はカバーしていると言える。

「文化芸術活動の継続支援事業」「J-LODlive」ともに、公演、事業単位に対象経費細目を積算し、その定率で支援する補助金である。件数は10万件を超え、両制度とも申請・審査・報告・交付の段階で申請者、事業事務局の双方に膨大なやりとり、事務手続を発生させた。補助金交付決定の遅れは芸術団体の資金繰りを悪化させることになった。制度の目的・効果を損なう事務負担を負わせていないのか、検証が必要である。

2021年度に向けての第三次補正予算によるAFFとJ-LODlive2

昨年末に第三次補正予算として文化芸術に対する支援策が予算化された。文化庁は芸術家、スタッフなど中小事業者を主な対象とした「文化芸術活動の継続支援事業」ではなく、新たに芸術団体、劇場等を主な対象とした「ARTS for the FUTURE事業」(AFF)に250億円を確保した。芸術団体からの要望を受けて、事業単位ではなく、公演の場合、年間収入実績規模が①3億円以上、②5億円以上、③7.5億円以上、④10億円以上、⑤該当しないの5階層の団体規模別、または計画事業従事人員規模別に、団体への600万円から2500万円までの定額補助金の考え方を導入した初めての試みである。

しかしながら、2021年1月の緊急事態宣言の再発令により、公演中止や観客制限となり、募集要項が出されたのは4月末になってからである。そしてここで初めてキャンセル支援の考えが導入され、公演準備のためにすでに支払われた経費、中止でも支出される経費、さらに初めて「固定費」を認める要項となった。

J-LODlive2もキャンセル支援に「固定費」が認められている。芸術団体の状況を考えての対応は歓迎すべきものである。徐々にではあるが進化している。

しかし、芸術団体は準備に時間を要するため、早い段階から年間計画を決め、会場を押さえて準備している。そして数回の主催事業のほか、数々の依頼事業（例えば全国の公立文化施設や文化団体、学校）を受託し、年間の経営を成り立たせている。年度途中で新たな事業を加えることはなかなか難しい。

毎日、公演しているミュージカル、歌舞伎、寄席などは昨年春から数多発生した中止公演の代替は考えにくく、完全停止状態の期間に受けた損失は、新たな事業実施の補助金ではカバーできない。

また、コロナ禍のなか、学校等での依頼公演の多くはキャンセルになったが、その補償はほとんどなかった。補助金は主催事業のみが対象となるが、受託事業は対象にならない。公演キャンセルが出たからといって、新たな主催事業を起こすことは容易ではない。一方、年1回程度の事業を行う団体であれば、新たな補助金に対応できる可能性はある。

このように、団体の活動形態、規模により事情は大きく異なり、AFFは5つの規模区分による定額助成額で、団体の幅広い実態に合うのか、さらに5月第一次締切で5,300件を超える申請があったが予算総額は間に合うのかという懸念が払拭できない。

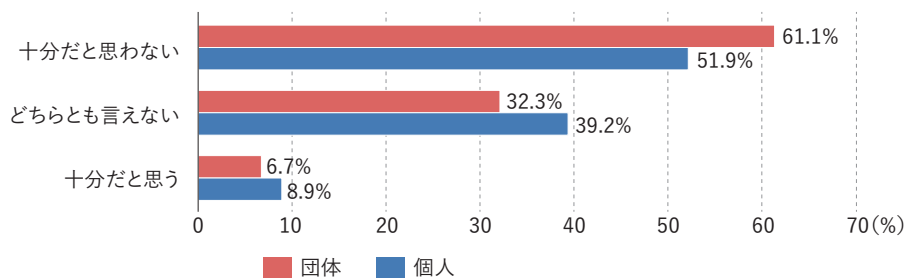
J-LODlive2は公演ステージ単位、AFFは新たに積極的な取り組みを実施する団体単位の補助金であり、重複申請はできない。この他の文化庁支援との重複もできない。

このような仕分けをしても感染症拡大のなか収益力が落ち、正味財産を減耗していることに対応する措置は、なぜ考えられないのか。

これまで見た通り、政府のさまざまな支援へ申請した者であっても、著しい収入の減少や財産基盤悪化の状況に見舞われ、芸術家等は若干の改善はみただけ、芸術団体の厳しい状況は変わりなく、政府援助の効果は限定的である。

文化芸術活動を継続することが困難な者の割合ははまだ相当数を占めており、そこに2021年1月からの更なる緊急事態宣言発令や規制で状況が悪化したことは想像に難くない。

最後に政府支援に対する芸術家等と芸術団体の2021年4月末段階の評価を示す。「十分だと思う」は少なく、芸術家等と芸術団体の状況の差が影を落とす結果となっている。



図表45 文化芸術への政府の新型コロナウイルス感染症対策予算は十分だと思うか(団体/個人)

6 | 文化芸術の現状が把握されていない—実態把握・政府統計の未整備

文化芸術に関わる団体、施設を統計上で捉えているのは、経済産業省の「特定サービス産業実態調査」と文部科学省の「社会教育調査」である。これまで3年に1回程度調査されてきており、最新のものは2018年の状況である。

文化芸術の創造と鑑賞、体験に関わる公演、展示、上映、指導などのソフト面と、専門施設の組織・機関などのハード面とがあり、また、音楽レコード、映画・テレビ・DVDなどの収録、編集、制作と販売、とりわけ配信が近年急速に成長している。

この2系統の統計は、劇場、音楽堂と興行場が一部重複し、また調査、集計の観点異なるため、全体像を正確に掴むのは困難である。「社会教育調査」は市場規模の数値が示されていないが、それでも敢えて調べると、事業規模は判明しただけで3兆438億円、事業所数74,124、従業者数280,898名、専門従業者数は428,179名となっている。

文化芸術産業を把握するのに「クリエイティブ・コア」の考え方がある。文化芸術の創造・制作に直接関わる芸術家、スタッフをコア層として、この創造・制作に直接的、間接的に関わる層、さらに創造成果物を利用して活動する層である。そして、コア層による価値創造、活性化の波及が全体の発展につながるという。

例えば、芸術作品（舞台、映像、音楽等）が創造、制作される場合、脚本、作曲、作詞、演出、出演、楽器、舞台装置や衣裳の製作、照明、音響、映像のデザインと操作と機器製造、撮影・録音スタジオとポスト

プロダクション、プロデュースと制作、広報・宣伝デザインと製作、マスコミ、入場券販売、劇場デザインと建築と運営、などなどコア周辺だけで多様な専門家、専門事業者が、文化芸術の成立に密接なネットワークを形成している。

既存統計の把握で未分類あるいは漏れているのは、舞台関連スタッフ会社、美術商、画廊・ギャラリー、アマチュア文化活動、教授事業、そしてその活動にも利用される生涯学習施設、公民館の施設群など、ほかにも多数存在することが想定され、さらに大きな裾野が広がっている。

また、実演芸術の現場から見ると、実演家やスタッフは公演にも映画やテレビ番組にも関わり、美術家もギャラリー、美術館ともに関わるし、大学や地域の教室で子どもから大人まで指導も行っている。専門家は、それぞれの領域で多様な仕事の仕方をし、国民の文化芸術の享受を支え、文化芸術の発展、向上に寄与している。

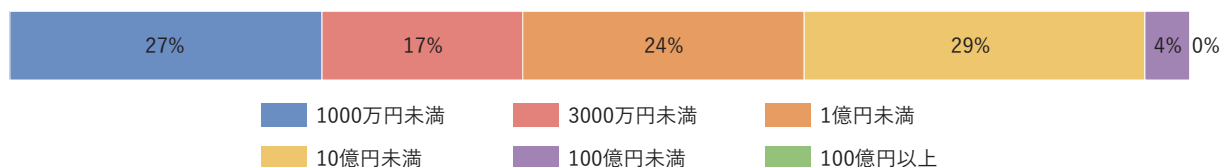
かつて「文化経済効果に関する調査研究」が産業連関表を使って行われたが、1単位の投資に対し、興行場の生産誘発効果は1.88単位、興行団は1.82単位、ビデオ・映画制作は2.04単位と公共土木建設事業より高い数値を示していた。

経済産業省は産業面、文部科学省は教育面と二元的に捉えることが行政的には好都合かもしれないが、クリエイティブ・コアを中心に統計を再構築すると今までにない像が現れてくるのではないか。それこそが、日本の文化芸術の振興のため、国民と文化芸術関係者、政府にとって必要な効果的な文化芸術の実態把握になるのではないだろうか。

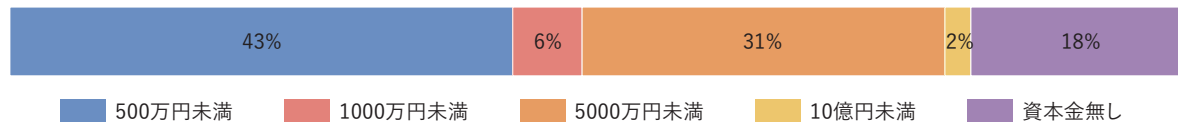
特定サービス産業実態調査 (20018年)	市場規模 (百万円)	関係事業所	従業者	専門従業者
社会教育調査				
実演芸術団体 (興行団)	438,876	1,669	13,564	41,582
劇団	236,204	1,125	7,797	28,346
コンサート・ツアー	117,527	159	1,600	5,179
楽団・舞踊団	31,483	177	2,675	4,683
その他	53,617	208	1,492	3,374
舞台スタッフ・関連団体	不明	不明	不明	不明
劇場、ホール等 (興行場)	265,567	429	8,054	11,203
劇場・音楽堂	不明	1,827	9,949	3,185
映画・テレビ番組 (映像情報制作・配給業)	1,171,118	2,858	45,395	46,240
シネコン・単館 (映画館)	293,619	513	20,636	18,480
レコード産業等 (音声情報制作業)	425,415	289	5,504	4,582
映像・音声・文字情報制作付帯サービス	170,450	1,534	14,813	15,028
博物館・美術館など	不明	1,286	14,730	5,695
博物館類似	不明	4,434	25,485	3,368
ギャラリー・画廊	不明	不明	不明	不明
音楽・パレエ・芸能等 (教養・技能教授業)	278,816	59,285	122,768	278,816
合計	3,043,816	74,124	280,898	428,179

図表 46 2つの政府統計から見た文化芸術

特定サービス産業実態調査から実演芸術を公演する団体と劇場の情報は、興行団、興行場の実態を詳細に見ることができる。事業規模、資本規模は幅広く分布しており、なお、資本金無しは、任意団体か非営利法人を指しているが、芸術団体、劇場ともに任意団体、非営利法人がかなり存在している。

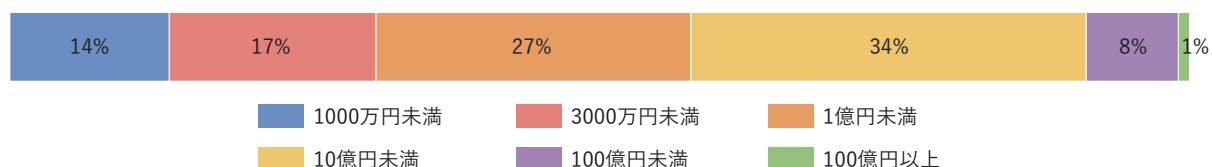


図表47 興行団・売上規模別

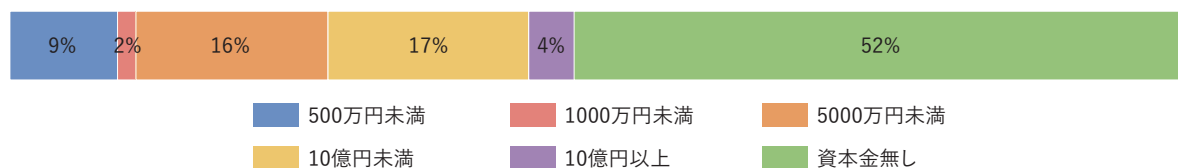


図表48 興行団・資本金規模別

劇団、コンサート事業、楽団、舞踊団など実演芸術団体を興行団として示しているが、売上規模3,000万円以下が49%を占めている。また1,669興行団がこの統計の対象であり、これに漏れる芸術団体がかなり存在すると想定される。このほか、資本規模も小さく、資本金なしの非営利、任意団体も存在する。1団体当たりの従業者が「4名以下」のものは67%に達する。

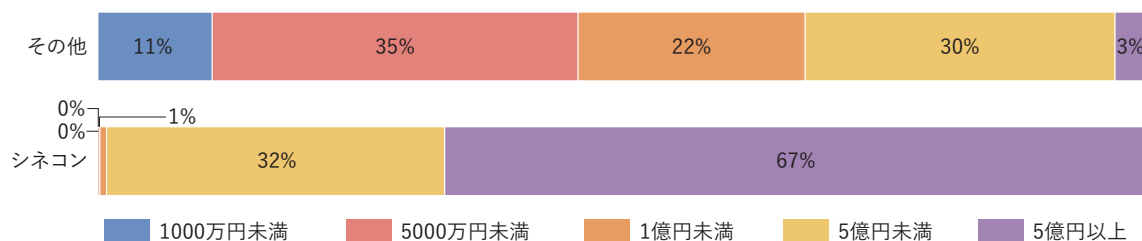


図表49 興行場・売上規模別

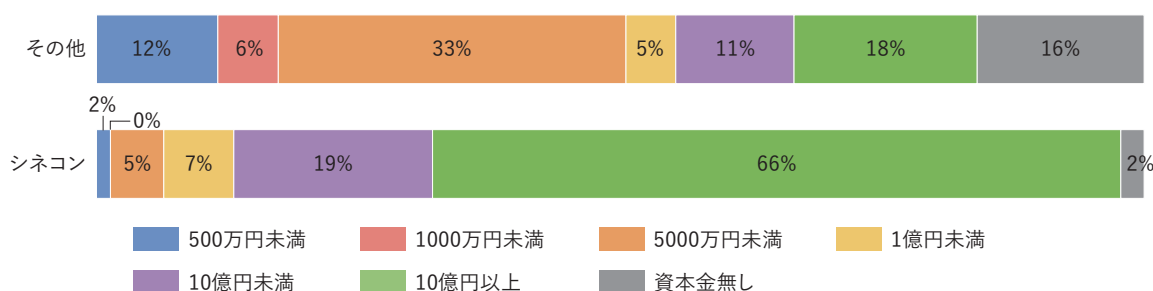


図表50 興行場・資本金規模別

興行場には、劇場、寄席、ホール等が含まれている。統計の対象は429館で売上規模3,000万円以下の小規模のものが31%を占めているが、資本金無しの非営利団体も52%も存在する。1事業所当たりの従業者が「4名以下」は41%になる。また、社会教育調査で集計されている劇場・音楽堂の1,827館と一部重複が想定される。



図表51 映画館・売上規模別



図表 52 映画館・資本金規模別

映画館は、シネコン（325事業所）とその他（単館・ミニシアター188事業所）の2つの系統が存在し、「売上1億円未満」のシネコンが1%を占めるに対しその他は68%と大きな差異を示している。

実演芸術の組織は、いくつかの類型に分けられる。作品を創造、制作し公演を行うことを主目的とするもので、この中にも芸術家を擁する組織と芸術家を擁しない企画・制作組織である。

さらに日本の多様な実演芸術のそれぞれのジャンルには、技能の継承、芸術の発展を目的とする協会組織（統括団体）が多様に存在する。そして、こうした組織が「文化芸術活動の継続支援事業」の事前確認番号発行団体として一定の役割を果たした。

そして劇場・ホール等は「施設貸出」のみの組織、貸出しつつも自主事業を実施する組織、自主事業のみの組織（正確には芸術事業を実施するための専有施設保有）が存在し、芸術家を擁している例もある。

中小企業行政ではほとんどが中小、小規模企業者に分類され、事業規模は大から小まで幅広く存在し、この組織が多様な創造と人材を生み出す源泉となっている。

映画館もシネコンと単館、それぞれ上映の異なる方針をもって運営され、日本映画の多様性と層の厚さを創りだしている。

文化芸術界は、一定数の非営利、公益組織が存在している。今回の事態で非営利・公益法人の正味財産基準による法人解散、収支相償、遊休財産など財務基準は、収入変動の起こる文化芸術事業の経営継続にとって足を引っ張る規制となりつつある。

また、日本の産業政策における「大企業」と「中小企業」とを区分して、中小企業の事業発展を図っているが、多数の事業者が役割分担・分業して多様な事業実施していく文化芸術の振興策は、中小事業政策、サービス業とは異なる概念の文化芸術事業政策が必要なのではないか。

芸術家、スタッフに関する政府統計は国勢調査で見ることができるが、その分類は実態把握のため十分とは言えない。

国勢調査（2015年）	人数
21 著述家、記者、編集者	104,030
211 著述家	25,290
212 記者、編集者	78,730
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	295,610
22a 彫刻家、画家、工芸美術家	37,820
224 デザイナー	193,830
225 写真家、映像撮影者	63,970
23 音楽家、舞台芸術家	77,140
231 音楽家	23,180
23a 舞踊家、俳優、演出家、演芸家	53,960
24 その他の専門的職業従事者	792,580
24a 図書館司書、学芸員	27,860
24n 個人教師（音楽）	70,330
24p 個人教師（舞踊、俳優、演出、演芸）	21,090
24r 個人教師（スポーツ）	103,060
24s 個人教師（学習指導）	192,040
24t 個人教師（他に分類されないもの）	105,940
245 職業スポーツ従事者	11,230
246 通信機器操作従事者	17,020
24c 他に分類されない専門的職業従事者	243,990

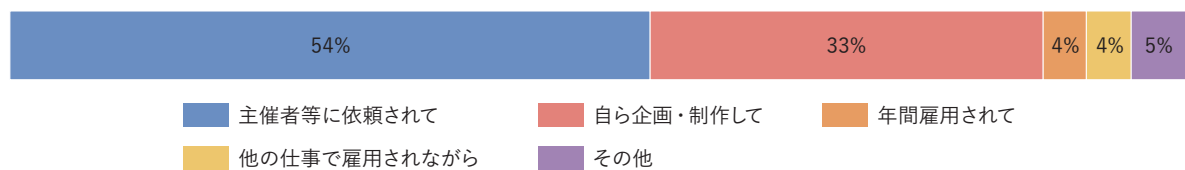
図表 53 国勢調査（2015年）による職業分類と人数

芸術家の仕事の成り立ち

芸術は分野によって仕事の成り立ちは異なる。しかし、年間を通し雇用されていない芸術家の仕事の仕方を把握することは重要である。

アンケート調査では、54%は「主に主催者・制作者などに依頼されての仕事」、33%は「自ら企画制作しての仕事」と大別することができる。モデル化して言うと、前者は不特定多数の依頼者から、不定期、断続的な就業時間で非定型の専門的仕事を受ける立場である。後者は自ら企画し、一人あるいは仲間を集め公演、展示、製作を行う立場である。現状の労働法が想定している就労形態と大きく異なり、労働法制で補償される失業給付金、教育訓練給付金、育児休業給付金、介護休業給付金などの雇用保険、労災保険は適用されない。

国民の文化芸術の享受に大きな貢献をし、我が国の社会発展にも寄与している文化芸術の担い手も、勤労者と同等の安心、安全に仕事を続けられる仕組みが必要ではないのか。



図表54 文化芸術活動の主な取り組み方(個人)

文化芸術基本法の第5条の2には「文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展および創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない」と規定され、第16条には「芸術家等養成及び確保」と規定されているが、文化芸術団体、芸術家の支援には言及されていない。

文化芸術の振興の重要な担い手である芸術家等と文化芸術団体の実態把握なしに的確な文化芸術の全体像の把握はあり得ない。文化芸術統計の統一的、総合的な把握のため、関係団体の調査との役割分担を含め調査計画を創りあげることが望まれる。

コロナ禍を契機に、芸術家等、文化芸術団体の地位を明確に位置づけ、その役割、活動実績、業態、法人格など実態把握に基づいた、寄付金控除や固定資産税優遇など、文化芸術活動を支える合理的、効果的な財政支援政策、金融・法人制度の再構築が必要である。

第4章

なぜ、文化芸術独自の支援ができないのか

——文化芸術振興の法的基盤の欠落、 他業種の政策との比較から見る課題

前章まで見てきた通り、新型コロナウイルス感染症拡大による文化芸術への甚大な影響、そして芸術家等や文化芸術団体の惨状が明らかになった。それにもかかわらず、未曾有の事態においても、政府が、芸術家、芸術団体からの要望に対して、従来の補助金制度を応用するにとどまり、十分に応えられなかったのは、なぜなのだろうか。

確かに、文化芸術を支えるために、文化の振興に関わる基本的な法制（「文化芸術基本法」「コンテンツの創造、保護及び利用の促進に関する法律」「教育基本法」「社会教育法」など）をはじめ、文化的所産の保護と活用に関する法制（「文化財保護法」「著作権法」など）、「場」に関する法制（「劇場、音楽等の活性化に関する法律」など）、顕彰に関する法制（「文化勲章令」など）、その他関係法制（「チケット不正転売禁止法」など）のほか、文化に関する行政組織に関する法制（「文部科学省設置法」「独立行政法人日本芸術文化振興会法」など）が整えられ、国などにより様々な施策が講じられている。

しかしながら、これらの法令には、国などからの公演、展示、製作、上映や催事の開催などの事業実施に対する支援しか定められておらず、芸術家等、文化芸術団体への支援に関する規定は、どこにもないのである。

基本的な法律	行政組織に関する法律	個別法令
文化芸術基本法	文部科学省設置法	
	独立行政法人 日本芸術文化振興会法	
	独立行政法人 国立文化財機構法	文化財保護法
教育基本法		劇場、音楽堂等の活性化に 関する法律
社会教育法	独立行政法人 国立博物館法	博物館法
	独立行政法人 国立美術館法	
知的財産基本法		著作権法
コンテンツの創造、保護及び 利用の促進に関する法律		チケット不正転売禁止法
		文化勲章令
など	など	など

図表55 「文化」に関する主な法令

1 | 文化芸術に関する法律における支援・援助

文化芸術に関する法律において、国などから文化芸術に対する支援や援助に関する施策などを定めたものがいくつかある。しかしながら、国などからの支援や援助の対象は、公演、展示、製作、上映及び催事の開催など事業実施に限られているのである。いくつかの具体的な法律の条文を見ておこう。

① 文化芸術基本法

文化芸術基本法第三章では、文化芸術に関する基本的施策として、必要な施策を例示している。しかしながら、基本的施策に掲げられている支援の対象は、公演、展示、芸術祭等の開催などの事業実施が例示されているにとどまる。

◆文化芸術基本法〔抄〕

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

② 独立行政法人日本芸術文化振興会法

独立行政法人日本芸術文化振興会法（以下「振興会法」）では、文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行うことを日本芸術文化振興会の目的のひとつとして掲げ（振興会法3条）、業務の範囲にお

いて、活動に対して資金の支給その他必要な援助を行うとしている（振興会法14条1項1号）。しかしながら、振興会法でも、援助の対象は、公演、展示といった事業実施に限られている。

◆独立行政法人日本芸術文化振興会法（抄）

（振興会の目的）

第三条 独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能（第十四条第一項において「伝統芸能」という。）の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術（同項において「現代舞台芸術」という。）の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第十四条 振興会は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。

イ 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動

ロ 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動

二～六 〔略〕

2 〔略〕

③「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」（コンテンツ促進法）

2004年、「知的財産基本法」の基本理念に則り「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」（以下「コンテンツ促進法」という）が成立した。コンテンツ促進法では、「コンテンツ」を「映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせたものをいう。）であって、人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は娯楽の範囲に属するもの」と定義し（コンテンツ促進法2条1項）、「コンテンツ制作等」には「コンテンツの制作」、「コンテンツの複製、上映、公演、公衆送信その他の利用」及び「コンテンツに係る知的財産権の管理」が挙げられている（コンテンツ促進法2条2項）。

このコンテンツ促進法でも、国による施策として、いくつかの支援を例示しているものの、支援の対象は、技術の開発やデータベース整備、コンテンツの制作の円滑化、国際的な催事の実施などを例示するにとどまっている。

◆コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（抄）

（円滑な流通の促進等）

第十二条 国は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの利便性が向上し、並びにその安全性

及び信頼性が確保されることにより、多様な手段を活用したコンテンツの円滑な流通が促進されるよう、インターネット等により提供されるコンテンツに係る認証の技術、インターネット等に関する技術的保護手段、インターネットにおいて高速度でかつ安定的な電気通信を可能とする技術その他のコンテンツの流通に係る技術の開発及び利用に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、コンテンツの利用の円滑化を図るため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、コンテンツに係る知的財産権を有する者に関する情報、コンテンツの内容に関する情報等に係るデータベースの整備に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個性豊かな地域社会の実現)

第十五条 国及び地方公共団体は、地域の特性を生かしたコンテンツの創造、保護及び活用の促進を通じて 個性豊かで活力に満ちた地域社会が実現されるよう、地域の魅力あるコンテンツを生み出すための活動に対する支援、地域における映画等のコンテンツの制作の円滑化を図るための活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(海外における事業展開の促進)

第十九条 国は、コンテンツ事業の事業規模の拡大を図るとともに、海外における我が国のコンテンツの普及を通じて我が国の文化等に対する理解の増進を図ることができるよう、我が国の魅力あるコンテンツの海外への紹介、コンテンツの取引の活性化を図るための国際的な催しの実施又はこれへの参加に対する支援、コンテンツに係る海外市場に関する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 | 文化芸術を支える行政組織

文化芸術に関する法律には、公演、展示、製作、上映や催事の開催などの事業実施に対する支援しか定められていないが、行政組織に関する法令では、どのようになっているのだろうか。

文化芸術を支える行政組織には、文化庁のほか、独立行政法人日本芸術文化振興会が存在する。さらに、コンテンツ産業を所管する経済産業省のほか、知的財産戦略やクールジャパン戦略（海外発信）を担当する内閣府、放送・通信行政や地域文化振興を所管する総務省、文化の海外発信を担う外務省、観光資源としての文化財や文化芸術を取り扱う観光庁も文化芸術を支える国の行政機関といえる。

文化庁の位置付け

文化庁は、「文部科学省設置法」にもとづいて、文部科学省の外局として位置付けられ、「文化の振興その他の文化に関する施策の総合的な推進並びに国際文化交流の振興及び博物館による社会教育の振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うこと」を任務としている（文部科学省設置法18条）。

文化庁の所掌事務のうち、とりわけ2018年の文部科学省設置法改正により、文化庁の任務について、文化に関する施策の総合的な推進が位置付けられるとともに、「文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること」（文部科学省設置法4条1項77号）及び「文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること」（同法4条1項78号）が所掌事務に追記され、文化庁が中核となって文化行政を総合的に推進していく体制が整備されることになった。

日本芸術文化振興会の位置付け

日本芸術文化振興会は、1966年7月に国立劇場法に基づき設立された特殊法人国立劇場を前身とする。同年に国立劇場の開場をはじめ、1979年3月に国立演芸資料館（国立演芸場）、1983年9月に国立能楽堂、

1984年3月に国立文楽劇場、1997年10月には新国立劇場、さらに、2004年1月には、国立劇場おきなわを開場した。

また、1990年3月の国立劇場法の一部改正により、文化芸術活動に対する助成業務が追加され、特殊法人日本芸術文化振興会に改称され、2002年の独立行政法人日本芸術文化振興会法の成立により、2003年10月に独立行政法人日本芸術文化振興会に改称された。

日本芸術文化振興会は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的としている（振興会法3条）。日本芸術文化振興会は、文化庁と並ぶ文化芸術活動に対する公的支援機関として、芸術その他の文化の向上に寄与する重要な役割を担っている。

その他府省庁

①内閣府

内閣府の所掌事務として、知的財産の創造、保護及び活用の推進を図るための基本的な政策に関する事項を掲げている（内閣府設置法4条1項6号）。さらに、2010年頃からクールジャパンに関する施策が経済産業省により進められ、2018年には、知的財産戦略の一環としてクールジャパン戦略が位置付けられている。

②経済産業省

経済産業省の所掌事務には、「文化芸術」や「コンテンツ」を明記しているわけではないが、組織令に基づいて「クールジャパン政策課」や「コンテンツ産業課」が設置されている（経済産業省組織令87条、90条）。

③総務省

放送や通信を所管する総務省では、組織令に基づいて「情報通信作品振興課」を設置し、放送番組などの収集、制作及び保管の促進に関することを所掌事務に掲げている（総務省組織令79条）。

④その他省庁

外務省では「外国における日本文化の紹介に関すること」を所掌事務として掲げている（外務省設置法4条1項16号）。さらに、国土交通省の外局として観光庁が設置され、「観光立国」の実現に向けた施策の推進を任務に掲げている（国土交通省設置法43条）。

3 | 他分野の施策の特徴

文化芸術に対する支援に関する課題を検討するにあたって、他分野の施策が参考になることも少なくない。そこで、ここでは「私学助成」、「中小企業」及び「農業」の三つの分野における施策を取り上げる。

私学助成政策

2008年に全面改正された「教育基本法」の前文では「新しい文化の創造を目指す教育を推進する」と述べ、「新しい文化の創造」が教育を推進する目標として掲げられている。さらに、この全面改正では、国や地方公共団体は、私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす役割に鑑み、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならないと明示された（教育基本法第8条）。

しかしながら、「教育基本法」に、私立学校に対する助成が明示されるに至るまでには、長い道のりがあった。

まず、1947年に成立した「学校教育法」では、私立学校の公共的性格を明らかにし、私立学校は学校法人のみが設置することができることとされ、1949年には「私立学校法」が制定された。さらに、同年には、私立学校振興会が発足し、それまで政府が私立学校に対して行っていた貸付は私立学校振興会に引き継がれ、国が私立学校振興会に出資する形で、私立学校への支援が行われた。

このような私立学校に対する支援が続けられたものの、人件費の上昇と学費値上げとが限界を迎えてきた。そこで、1970年度からは、人件費を含む私立大学等計上費補助が行われるようになるとともに、私立学校に対する助成の拡充について国民の理解と支持を得るために、学校経営の合理化、適正化を確保する必要があることから、1973年4月には学校法人会計基準が制定され、私立学校法においても会計基準を適用するなどの規定が新設された。さらに、私立学校の実情を的確に把握しながら、公正な立場から、業務を総合的・効率的に実施するために、私立学校振興会を発展的に解消し、日本私学振興財団が設立され、1970年から業務を開始している。

さらに、1970年代のオイルショックによる物価上昇や人件費負担増大により、再び私立学校の財政がひっ迫し、教育条件の低下を招く恐れがあった。そこで、私学助成の充実や私学助成に関する法律の制定を求める声が高まり、1975年には「私立学校振興助成法」が成立し、私学振興についての国の基本的姿勢と財政援助の基本的方向が明確にされ、国は、私立学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができることなどが定められた（私立学校振興助成法第4条）。

また、私立学校教職員と国・公立学校教職員との均衡を保つために設けられた共済制度を運用するために1954年に設立された私立学校教職員共済組合と、日本私学振興財団とが統合され、日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」）が設立された。この私学事業団では、私立学校に対する補助金の交付や資金の貸付のほか、私立学校職員共済法に基づく共済制度を運営している。

中小企業政策

中小企業政策から見た場合、文化芸術活動を行う者は、中小事業者と位置付けることもできる。1963年に成立した「中小企業基本法」では、「中小企業者」及び「小規模企業者」を、次のように定義している。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

図表56 「中小企業者」(中小企業基本法2条1項)

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

図表57 「小規模企業者」(中小企業基本法2条5項)

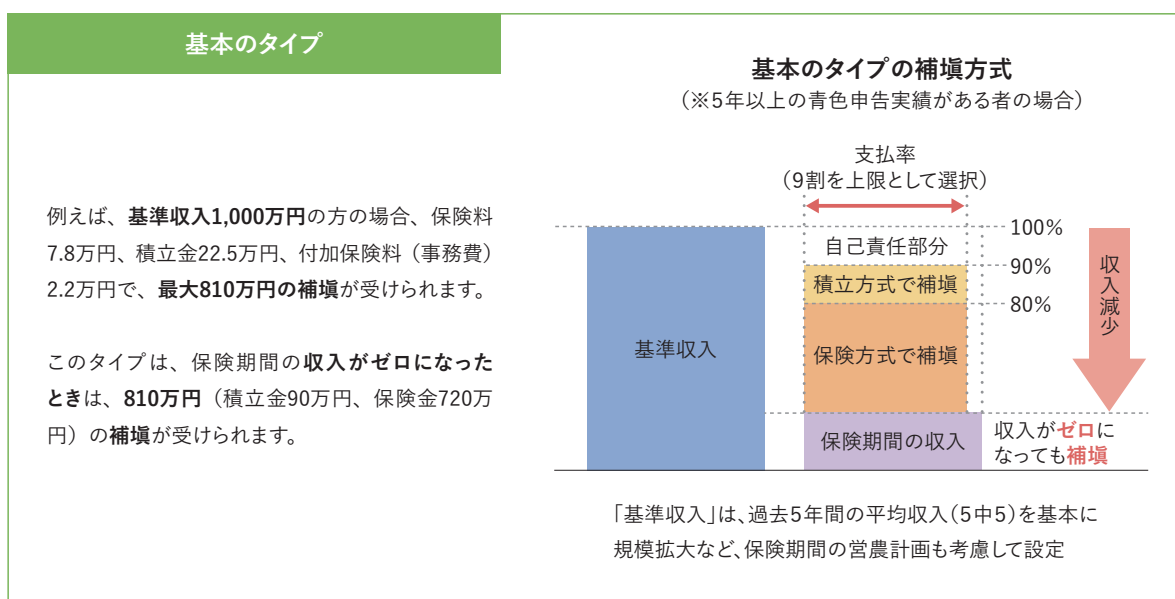
さらに、中小企業基本法では、「中小企業の経営の革新及び創業の促進」、「中小企業の経営基盤の強化」、「経済的社会的環境の変化への適応の円滑化」及び「資金の供給の円滑化及び自己情報の充実」という基本的施策を掲げ、多種多様な個別立法が存在し、中小企業に対する支援が行われている。

農業政策

2017年に「文化芸術振興基本法」から「文化芸術基本法」に改正された際、生活文化の例示に「食文化」が加えられた。この「食文化」のひとつの根底をなす「農業」に対する支援については、「食料・農業・農村基本法」が基本法たる地位を有している。

この「食料・農業・農村基本法」は、それまで農業に係る施策に関して基本法たる地位を有していた「農業基本法」（1961年成立）を廃止し、1999年に成立したものである。「食料・農業・農村基本法」では、政府は、「食料・農業・農村基本計画」を定めなければならないとしつつ、「食料の安定供給」、「農業の持続的な発展」及び「農村の振興」に関する施策を講じなければならないとしている。農業支援についても、多種多様かつ数多くの個別立法が存在し、様々な施策が講じられている。ここでは、農業経営の収入保険制度について取り上げることとする。

農業経営においては、天候や自然災害などによって農産物の収穫量や価格低下など、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクが存在する。そこで、このような様々なリスクから、農業経営者を守るため、公的な保険制度として収入保険制度が、2019年1月から開始された。この収入保険制度では、自然災害だけでなく、農作物の価格低下、ケガや病気による収穫不能などが生じた場合に、基準となる収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんするというものである。対象となる農業者は、青色申告を行っている農業者（個人・法人）であり、保険料、積立金等を支払って加入し、積立金には国庫補助も行われている。この加入契約は、全国農業共済組合連合会（NOSAI全国連）との間で結ぶことになり、加入申請等の窓口業務は、各地域の農業共済組合等が担当している。



図表58 農業経営の収入保険制度の基本タイプ
(『農業経営に使える税制・融資・補助金について(2021年度版)』19頁より)

4 | 他分野の施策との比較

他分野と文化芸術の施策を比較した場合、次の三つの点を挙げることができる。

第一に、具体的な法律の裏付けのある支援や助成制度があり、予算措置に留まらず、多種多様な仕組みを有している点である。

例えば、「私学助成」では、私立学校の経常的経費を補助する「私立学校振興助成法」が制定されている。

また、「中小企業支援」では、中小企業基本法が掲げる「中小企業の経営の革新及び創業の促進」、「中小企業の経営基盤の強化」、「経済的社会的環境の変化への適応の円滑化」及び「資金の供給の円滑化及び自己資本の充実」といった基本的施策を掲げ、多種多様な個別立法が存在する。さらに、「農業支援」でも多種多様な仕組みや制度、法律が存在している。

第二に、独立行政法人など国の行政機関以外の組織が大きな役割を果たしている点である。

例えば、「私学助成」に係る政策では、「日本私立学校振興・共済事業団」が、私立学校に対する私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定のために、補助金の交付、資金の貸付を行うほか、私立学校の教職員に対する共済制度を運営している。

また、「中小企業」に係る政策では、中小企業政策の中核的な役割を担う「独立行政法人中小企業基盤整備機構」が存在し、中小企業者の活動に必要な助言・研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行っている（独立行政法人中小企業基盤整備機構法4条）。さらには、地域に根差した商工会議所のほか、政府系金融機関として日本政策金融公庫や商工組合中央金庫が存在し、中小企業を支えている。また、農業支援では、全国農業共済組合連合会が、農業者の収入減少を補填する「収入保険制度」を担っている。

第三に、支援などを受ける主体について一定の基準が設けられている点である。

例えば、「私学助成」では、私立学校は、法律が定める学校法人のみが設置することができ、一定の設備、編成など設置基準に従わなければならない。しかも、私学助成について国民の理解と支持を得るために、学校経営の合理化、適正化を確保するために学校法人会計基準が設けられている。

また、「中小企業」に係る政策では、個別の法律や制度によって異なる場合もあるが、中小企業基本法において、資本金や従業員数から「中小企業者」や「小規模企業者」の範囲が定義されている。

5 | 他分野の施策との比較から見る課題

新型コロナウイルス感染症拡大により、文化芸術作品の上演、演奏、上映及び展示などを行う文化芸術に係る事業そのものが中止、延期されてしまった。これまでの文化芸術に対する支援や援助は、上演、演奏、上映及び展示などの事業実施に対する経費補助であったために、事業そのものを行うことができない場合には、機能しないことになる。

このような中で文化芸術を支援する施策が講じられてきたが、事業が実施できない「非常時」において文化芸術を支える制度がまったく整えられていなかったために、文化芸術を支援する施策を講じるにあたっては、従来の補助金制度を応用せざるを得なかった現状がある。今般の文化芸術の惨状に鑑みると、文化芸術を支える仕組みそのものを考え直さなければならない。

そこで、改めて他分野との比較から、文化芸術に対する支援については、次の二つの点を課題として挙げるべきであろう。

一つには、文化芸術に対する支援の内容のほか、これらを裏付ける個別立法が存在しない点である。これ

までの文化芸術に対する支援は、文化芸術に係る事業に対する支援が中心であって、文化芸術活動を行う者や団体それ自体に目を向けていなかった。この点では、他分野の政策における支援に係る施策で、とりわけ法律に基づいて、多種多様な救済制度や保険・共済制度などが整備されている点は参考にすべき点といえる。また、文化芸術への支援について、法律の裏付けをもった予算措置がなされることによって、文化芸術界の特性に応じた仕組みを考えることも可能であるし、適正かつ透明性を確保することも可能となるはずである。

もう一つには、行政組織の体制である。現状、文化芸術を所管する国の行政機関として文化庁が存在しつつも、クールジャパン戦略としても国家戦略に位置付けられ、コンテンツ産業という側面から経済産業省、放送・通信や放送番組という側面から総務省、海外発信からは外務省というように、文化芸術の所管が複数の行政機関にまたがっている。

2018年の文部科学省設置法改正により、文化に関する施策の総合的な推進が、文化庁の責務として位置付けられた。それにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大のような「非常時」において、その役割を果たせないのであれば、行政機関の再構築が必要ではないだろうか。

第5章

コロナからの再生、文化芸術立国に向けて ——文化芸術を支える法的基盤の拡充と文化芸術省の創設を

ここまで新型コロナウイルス感染症拡大とその防止のため文化芸術活動の中止、制限によって起こった状況と芸術収入の未曾有の減少の実態、文化芸術の特性から、これまでも抱えてきた課題が浮かび上がり、新たな問題も明らかになってきた。

文化芸術の価値と多面的な役割を国として認め「文化芸術基本法」を制定し、国と地方公共団体の責務を定め、文化芸術を振興する体制を整えた。この法理念を実現し、文化芸術立国を目指すため、将来への課題を含め整理する。

- ・文化芸術活動が停止し、なすすべも無い緊急事態のなか、文化芸術の特性から芸術家、スタッフ、文化芸術団体など事業者への使途柔軟な支援金・給付金を要望したが、文化庁は応えられなかった。
- ・これまでの文化行政は公演、展示など事業への経費補助であり、創造の担い手である芸術家、文化芸術団体等を支援の対象としてこなかった。
- ・通常のスキームを工夫し使った文化庁補助金と、既存の制度を見事に応用した経済産業省補助金の二元的対応。膨大な件数にのぼる手続き、審査、交付の効率と効果のバランスは相応しかったのか。
- ・コロナ禍からの再生に向けて重大な使命がある文化行政機能が2022年京都移転により分断される。政策立案能力、国会、内閣連携調整、文化芸術団体との連絡不足など機能低下の危惧がある。
- ・日本の未来を考えると、文化芸術の価値を子どもたちの成長、教育、まちづくりに活かし、観光振興など日本の文化的イメージをさらに高めるために国際的な観点からも文化芸術（文化庁）、映画、放送番組、映像・音楽コンテンツ（経産省・総務省・内閣府）を総合的にとらえ文化芸術振興を牽引する指導性を確立する必要がある。
- ・日本の産業が生み出す製品は、文化芸術の歴史的な蓄積が活かされ、大きな付加価値を加えている。その背景となる文化芸術に関わる産業規模は近年拡大してきており、その市場規模と事業者、従事者の雇用を創りだしている。愛好者の活動を含めると、自主的な活動の裾野は膨大である。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、国民の文化芸術に対する価値意識はさらに高まっている。文化芸術は「次世代のために継承・継続することは重要だ」70.0%、「国や地域のイメージ形成や、誇り・アイデンティティの醸成に重要だ」66.0%、「人と人をつなげる力、コミュニティを活性する力がある」64.5%、「支援を充実させるべきだ」64.1%、「子どもたちが触れられる機会をもっとつくるべきだ」62.4%と、調査結果が示すように国民の支持は高い。
- ・文化芸術の市場、雇用の経済的価値にとどまらず、文化芸術の持っている国家的、社会的、国民的価値から、コロナ禍からの再生を図り、これからの日本をつくる文化芸術行政の確立が必要である。

要望 1 文化芸術の灯を守るため、芸術家、芸術団体への引き続き支援を

2020年の深刻な状況は明らかである。2021年も大都市圏を中心に緊急事態宣言が長く続き、公演等の中止・延期、無観客・観客収容人数の制限による影響は免れない。

芸術家等を対象とする「文化芸術活動の継続支援事業」「家賃支援給付金」は終了し、芸術団体は「J-LODlive」補助を申請するものの観客減で収支が合わず、正味財産を減耗している。2020年末に編成された文化庁「ARTS for the future!事業（以下「AFF」という）」では、この6か月間の状況に対応するには不十分である。

芸術家等および文化芸術団体は、政府による様々な補助金等を得て活動を続けようと懸命に努力はしているが、この状況が続くと、さらに危機的な状況が予想される。

新型コロナウイルス感染症は文化芸術界にとっては激甚災害と同等の被害状況にあり、文化芸術活動に対する補償・補填はしないという政府方針を転換し、文化芸術の灯を守るための独自支援策の構築が必要である。

芸術家等の仕事は不定期かつ断続的で、文化芸術団体の活動も、稽古から公演本番までの周期を通しての長い準備と成果収入である。年ごと、月ごとに、活動と収入額が変動するものであり、他の中小サービス事業者の活動実態と同一視することには無理がある。

2020年3月から2021年6月までの減収を基礎とした、文化芸術の継続のための支援金の交付と現場サポートが求められる。

- ① 芸術家、スタッフ等の個人へ、確定申告を減収証明とする文化芸術定額支援金を
- ② 文化芸術組織には、芸術団体や劇場などの業態別、事業規模別に、減収を根拠とした固定費を基礎とする支援金を

要望 2 芸術家等が安心して仕事に取り組める、業界全体が支える公的な共済制度の創設を

文化芸術の創造、継承、発展の担い手である芸術家、実演家、スタッフ等の専門性をもった人材の育成と確保、そして心おきなく文化芸術活動を継続できるよう支援する必要がある。労働法による補償対象としてなじまない、この職業の特性である所得変動、万が一の災害、事故などに対応する公的な共済制度の創設を要望する。

要望 3 組織の業態、規模、法人格に応じた団体への経常費を含む支援策の開発と法整備を

芸術団体・事業団体、劇場、博物館、美術館、映画館を文化振興に欠くことのできない担い手として捉え、その持続的な発展のため、組織の目的・役割、法人格、事業規模による区分を定め、事業費だけでなく経常費をも対象とする文化芸術組織への支援制度（芸術団体等助成法（仮称））の創設と、専門助成機関としての独立行政法人日本芸術文化振興会の機能強化となる法整備を要望する。

また、民間の劇場、能楽堂、寄席、スタジオ等の文化施設の固定資産税等の減免措置、芸術団体との連携、運営に関する多様なサポートなど支援体制の拡充を要望する。

要望 4 文化芸術の再生に向けコロナ対応、文化芸術立国の実現に向け文化芸術省の創設を

文化行政の対象範囲（文化芸術、コンテンツ）の拡大、文化芸術の担い手（芸術家、スタッフ等／芸術団体、劇場等）の位置付けと支援体制の確立、文化芸術の実態把握のための統計調査や政策立案の機能を強化し、内閣を牽引する一元的な文化行政を担う「文化芸術省」の創設が今こそ必要である。

本報告書は緊急事態宣言発令下にあった2021年2月から5月にかけて、多くの文化芸術団体、劇場・ホール、芸術家、スタッフおよび関係団体の協力によりまとめることができた。ここに深く感謝の意を表するとともに、コロナ禍を乗り越える粘り強い活動の継続と収束後の発展を祈念している。



新型コロナウイルス感染症拡大による 文化芸術界への甚大な打撃、そして再生に向けて 調査報告と提言

発行日：2021年7月7日

発行者：文化芸術推進フォーラム

新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー11階

TEL：03-5353-6600 FAX：03-5353-6614

URL: <https://ac-forum.jp>

本調査・研究は文化芸術推進フォーラムに設置されたプロジェクトチームにより実施された。チームは公益社団法人日本芸能実演家団体事務局の君塚陽介、颯川一仁、藤原里香、井上高、黒田智昭、布目藍人、株式会社インテージリサーチの兼子明子、文化芸術推進フォーラム事務局長大和滋で構成した。

なお、本報告および『「文化芸術活動の継続支援事業」及び新型コロナウイルス感染拡大による影響に関するアンケート調査（分析結果）』は文化芸術推進フォーラムのホームページからダウンロードできます。

文化芸術推進フォーラム構成団体

- 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
- 一般社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC)
- 一般社団法人日本レコード協会
- 一般社団法人日本音楽出版社協会 (MPA)
- 一般社団法人日本楽譜出版協会
- 一般社団法人日本音楽作家団体協議会 (FCA)
- 芸術家会議
- 公益社団法人日本オーケストラ連盟
- 一般社団法人日本クラシック音楽事業協会
- 公益財団法人音楽文化創造
- 一般社団法人全国楽器協会
- 公益社団法人日本演劇興行協会
- 公益社団法人全国公立文化施設協会
- 劇場等演出空間運用基準協議会
- 芸術文化振興連絡会 (PAN)
- 一般社団法人コンサートプロモーターズ協会 (ACPC)
- 協同組合日本映画監督協会
- 協同組合日本シナリオ作家協会
- 一般社団法人日本映画製作者連盟
- 一般社団法人日本美術家連盟
- 一般社団法人全国美術商連合会
- 一般社団法人日本美術著作権協会 (JASPAR)
- 一般社団法人日本写真著作権協会 (JPCA)

議長：野村 萬